

## 内閣法制局の「集団的自衛権」に関する解釈を超えて— 日米安全保障体制の再検討へ

### Beyond the Cabinet Legislation Office's Interpretation of the Right of Collective Self-Defense: The Need for Review of the U.S.- Japan Security Arrangements

鈴木 英輔\*

Eisuke Suzuki

Japan's security policy has largely been shaped by the United States under the US-Japan Security Treaty and the legal opinions of the Cabinet Legislation Bureau (CLB) of the Japanese government. The United States considers that one of the key obstructions to the increasingly expanded role of the armed forces of Japan is the constitutional interpretation given by the CLB of the right of collective self-defense. The CLB says Japan has the right of collective self-defense, but Japan is not allowed to exercise it because Article 9 of the Constitution prohibits the use of force beyond individual self-defense. Consequently, the CLB denies Japan's "self-identification" with other nations' efforts in international security arrangements by not allowing its participation in U.N. peace-keeping operations which might involve the use of force. This article suggests that the CLB's understanding of the self-system is false and is based on the archaic and rigid notion of self as a single individual or nation, which denies the broadening of self-identification from an individual through a group of people and a local community to the world community and beyond. The article underscores the critical importance of securing the foundation of an independent self, so that it would not be readily absorbed into a stronger, larger other entity.

The U.S.-Japan Alliance has been likened as the knight and the horse. The United States, the knight, is demanding Japan, the horse, perform what the knight directs. The U.S.-Japan Alliance is the core of Japan's security policy, but we should all be mindful that a knight can change his horse and a horse can throw the rider. To develop a mutually respectful alliance, the article suggests a thorough review of the U.S.-Japan Agreement on the Status of U.S. Armed Forces in Japan and the U.S.-Japan Security Treaty, which form the core of the U.S.-Japan Alliance.

キーワード：日米同盟、武力の行使、集団的自衛権、国連 PKO、内閣法制局の解釈

**Key Words** : U.S.-Japan Alliance, Use of Force, the Right of Collective Self-Defense, U.N. PKO, Cabinet Legislation Bureau

## はじめに

日本の安全保障の政策方針と内容に対して決定的な影響力を行使するアクター(行動主体)は、対外的には米国であり、「安保条約を軸とした戦後の日米関係を根幹で規定してきた」ものは、日本側が「基本的に“情緒的”なレベルで対米関係に臨んでいるのに対し」、米国側は「常にリアルなパワーポリティクスで対応している」という“不均衡”によるものです。<sup>1</sup> 国内的には、驚くなかれ、「日本の憲法の権威、解釈の一貫性を支える」と自負する内閣法制局であり、<sup>2</sup> その組織内に流れる先例と論理の一貫性と、その一貫性を担保するために連綿と踏襲される人事慣行が創り出す「当然の法理」に政府内外の政策立案当事者が押し黙ってしまうからです。<sup>3</sup> 特に日本の安全保障の枠組みの法的な根拠となる憲法第9条に対する解釈は内閣法制局の独壇場になっています。

集団的自衛権の行使が国際司法裁判所の事件の争点となった最初の事件である「ニカラグアに対する軍事的活動事件」の判決で示された判断は、国連憲章第51条の「武力攻撃が発生した場合には、すべての国家が保持する固有な権利は集団的と個別的自衛双方に及ぶ」ことから「集団的自衛権の存在を憲章自体が慣習国際法にあると認めている」ことです。<sup>4</sup> その判決はグローバル・スタンダードとして日本以外の国際社会では受容されているのです。このことと日本の多くの学者の否定的、批判的な見解とは、大きな認識の隔たりが存在しています。そこに、日本だけで「集団的自衛権」がこれほど異様な「問題」となる理由があるの

です。<sup>5</sup> その一つの大きな原因は、国連憲章第51条の草案作成・交渉のプロセスの中で出された主張・発言は一つの過程の中の出来事であって、他のさまざまな条約と同じように条約作成中の発言や提案は最終的に合意された成果とは異なることが多々あり、必ずしも最終合意時点において共有されている期待とは同一ではないということを認識しないからです。<sup>6</sup> まして、条約成立後の慣行によってでもその期待もさらに時の通過と共に修正されていくことも事実なのです。肝心なのは現在の共有されている期待なのです。憲章第51条の集団的自衛権に関する共有されている期待を国際司法裁判所は「ニカラグア事件」で判断を下したのです。このような日本の混乱した集団的自衛権の概念の形成にどれほど内閣法制局の独善的な解釈が貢献しているのかは計り知れないものがあります。

本稿の目的は、二つあります。一つは、国連憲章下で国際の平和及び安全を維持または回復するための国連PKO活動への参加や国連憲章下の集団安全保障の維持に対して補完的な役割を果たす加盟国の固有な集団的自衛権や国連PKOへの参加に対する内閣法制局の解釈がいかに関理不尽で限定的なものであるかを明らかにし、その「無謬性」の神話を暴くことにあります。それと二つ目は、集団的自衛権の行使あるいは集団安全保障に参加する上で、他者と「一体化」するのに必要な自己の行動主体としての確立の必要性を説き、その認識の上で構築されるべき日米関係の徹底した再検討を期待するものです。

本論に入る前に、一つ一般論として、国際関

1 豊下橋彦「集団的自衛権とは何か」岩波新書、2007年、75頁。

2 「大森政輔・元内閣法制局長官の推薦」、中村明「戦後政治に揺れた憲法九条—内閣法制局の自信と強さ」西海出版、2009年(第3版)、5頁。

3 中村明「戦後政治に揺れた憲法九条」同上、66頁、「『当然の法理』とは内閣法制局が生み出した一種の“隠れ蓑”“逃げの論理”なのに、国会論議の中でこれが持ち出されると、政府を追求する側も二の句が継げず、押し黙ってしまうのが実態である。」

4 Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America). Merits, Judgment. *I.C.J. Reports 1986* at 14 [以下、「Nicaragua Case」], at 102, para. 193.

5 佐瀬昌盛、「新版集団自衛権—新たな論争のために」—芸社、2012年、19-34頁；豊下、前掲脚注1、18-33頁。村瀬信也「憲法九条と国際法」、谷内正太郎編「(論集)日本の外交と総合的安全保障」ウェッジ、2011年、325頁。

6 条約の解釈に関してはMyres S. McDougal, Harold D. Lasswell and James C. Miller, *The Interpretation of International Agreements and World Public Order* (New Haven: New Haven Press/Dordrecht:Martinus Nijhoff Publishers, 1994).

係における「力」というものが、どのような役割を果たすのかを、考えてみたいと思います。憲法第9条にある「武力」という言葉は英語の原本では“force”と記されていて、“armed force”とは書かれていないのです。国連憲章第2条第4項にある日本語訳の「武力」も、英語の正文では同じように“force”なのです。では、この“force”という言葉の意味は別にあるのかといえば、内閣法制局がすでに「実力」という言葉を使用しています。国際司法裁判所が「ニカラグアに対する軍事的活動事件」の判決で一つの回答を出しています。<sup>7</sup> 判決によると、外国の「反乱者達に武器或は兵站又は他の支援を与えることによる援助」は「武力攻撃(armed attack)」ではないのです。そのような援助は「forceによる威嚇又はforceの行使と見なされるか、又は他国の内政又は外政に対する干渉に当たるものである」としています。<sup>8</sup> ここでは明確にforceは「武力」という意味では使われていません。<sup>9</sup> そのような解釈を踏まえて、国際関係における「力」の役割とどのようにその「力」の行使を規制してきたかを考えたいと思います。

## 1. 「説得力」と「強制力」

国際関係の営みというものは政治であり、マックス・ヴェーバーが云うように「権力の分け前に預かり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力」なのです。<sup>10</sup> それが対外的に国の利益を追求するときは「国際政治」、「外交」と云われるものですが、いずれにしても「暴力行使という手段に支えられた人間の人間に対する支配関係である」というマックス・ウェーバーのいう政治の真髄は、国内政治であろうとも国際政治であろうとも不変

なのです。<sup>11</sup> ただ、国際政治が国内政治と根本的に違うのは、その社会構造にあるのです。国際社会は国内社会と違ってそれぞれの国家が主権平等の原則に基づき、一つの国家の上に立つ強制力を備えた意思決定機関が存在しないことです。国内社会を「垂直的秩序」とすれば国際社会は「水平的秩序」なのです。そのような社会で昔から国家の行動を規律してきたのは、自助と相互依存の原則であって、それを補完するのが互恵と威嚇・報復の原則なのです。これらの原則によって水平的な国際秩序は維持されてきたのです。今起きている尖閣諸島をめぐる日中間の対応の仕方をみれば良く分かるでしょう。国際司法裁判所が存在していても、国家間の係争関係は双方の当事国が合意をしなければ係争事件を裁判所の判断に任せることも出来ないのが現実なのです。そのことが国際社会が「無政府状態」といわれる所以なのです。

そのような国際場裡で一国の対外政策を遂行するために、その国の為政者は政治力・権力を行使するのです。もちろん、その国の持つ国力を基盤としてなのです。政治のことですから、競合関係に入っている相手国がいるわけです。その相手国の国力、追求している政策の目的、持っている手段、その手段の活用方法など様々な状況を考慮しながら、自国が追求する政策を遂行するために手元にあるすべての手段(外交的なもの、経済的なもの、プロパガンダ的・教宣的なもの、そして軍事的なもの)を運用していくわけです。そのような様々な手段のなかから、ソフトな手段、ハードな手段を巧みに使い分けたり又は混合しながら、政策の目的を確保することによって国益を迫及するわけです。政策手段の組み合わせや、相手側に選択の自由を与えるか否か、強制力の行使が在る

7 Nicaragua Case, *supra* note 4, at 104, para. 195.

8 “Such assistance [to rebels in the form of the provision of weapons or logistical or other support] may be regarded as a threat or use of force, or amount to intervention in the internal or external affairs of other States” *Ibid.*

9 *Ibid.*

10 マックス・ウェーバー『職業としての政治』脇 圭平訳、岩波書店、1980年、10頁。

11 同上。

かないかで手段の硬軟が決まってくるのです。つまり、説得による方法で政策遂行をなすことで代表される一方の「平和極」又は「説得極」から始まって、その一線上に徐々に威圧や強制力を強めて選択の自由を絞って行くわけです。その反対側の極にあるのが「戦争極」又は「強制極」というものです。その両極のあいだには、強制力を強めたり、逆に弱めたり、選択の自由を狭めたり、広めたりしていくというのを繰り返すプロセスとしての継続性があります。その継続線上で発生する出来事の法的結果は様々ではないのです。残念ながらその事実があまり良く理解されていないのが現実なのです。<sup>12</sup>

国際場裡で行動を起こすアクターの行為・行動によって作り出される実際の出来事としての事実状況とそこから発生する法的結果とは全く別のことなのです。その典型的な例が敗戦後68年経った現在でも日本の安全保障政策の議論を空虚なものにしているのが憲法第9条の「武力による威嚇または武力の行使」の禁止という一般規範なのです。武力行使の禁止によって、すべての「武力」が違法であるという議論がまかり通るようになったのです。法規範が何を目的としているかという吟味はそこにはなく、言語的な一貫性のみを追及するという無味乾燥な表面的な文理解釈で満足しているのです。その典型が、禁止されている「武力」という言葉は使用できないので、「自衛のための必要最小限度の実力」の保持・行使は合憲であるという「武力」を「実力」という言葉に置き換えるという欺瞞的な作業でした。

『日本国語大辞典』によると「実力」とは、「武力

や腕力など実際の行為、行動で示される力」と定義されています。<sup>13</sup> さらに「実力行使」は「目的達成のために武力など実際の行動を持ってする手段に訴えること」と定義付けられています。<sup>14</sup> すでにお解かりのように、内閣法制局の解釈は同義反復というもので(tautology)、異なった言葉で同じ意味を反復することでは、なんら新しい意味を与えたことにはならないのです。「武力」を「実力」と言い換えただけなので、逆に言えば、憲法第9条では「実力の行使」は禁じられているのです。こんな結果になるのは、武力の使用目的を考えないからです。武力でも実力でも、それは単なる手段であって、その行使の目的とプロセスに対して中立なのです。使い方により合法にも違法にもなりうるものです。誰が誰に対して使用するのか、何の目的のために使うのか、どのような状況のもとで使用するのかなど、様々な異なった状況が「武力の行使」に関して存在するのです。そのようなそれぞれ異なった事実関係を無視して、「武力」は悪であると断定して、その言葉の使用すら忌避するのは目的価値を考慮しない不毛な言語論法にすぎないのです。<sup>15</sup>

「武力」は、上述したように目的に対して中立なのです。目的達成のために採用する手段の一つに過ぎなく、国の力を形成する重要な要素なのです。「武力」は外交交渉を上手く進めるための暗黙の存在でもあるし、交渉相手に無言の圧力をかけるときの裏づけなのです。対外政策を遂行するプロセスの中で「武力」は、ほかの手段(外交的なもの、経済的なもの、教宣的なもの)とのいろいろな組み合わせで政策遂行のために使われるもので

12 Myres S. McDougal, "Peace and War: Factual Continuum with Multiple Legal Consequences," 49 *American Journal of International Law* 63 (1955); available at <[http://digitalcommons.law.yale.edu/fss\\_papers/2468](http://digitalcommons.law.yale.edu/fss_papers/2468)>

13 『日本国語大辞典』第2版、小学館、第6巻、2001年、871頁。

14 同上。

15 Myres S. McDougal & Florentino P. Feliciano, *Law and Minimum World Public Order: Legal Regulations of International Coercion* 97-120 (New Haven and London: Yale University Press, 1961). 法政策学 (policy-oriented jurisprudence) については、Harold D. Lasswell & Myres S. McDougal, *Jurisprudence for a Free Society: Studies in Law, Science and Policy* (New Haven: New Haven Press & Dordrecht/Boston/London: Martinus Nijhoff Publishers, 1992) と Eisuke Suzuki, "The New Haven School of Jurisprudence and Non-State Actors in International Law in Policy Perspective," *Journal of Policy Studies*, 『総合政策研究』関西学院大学総合政策学部研究会、No.42、48頁参照。

あって、その利用される機会は絶えず存在するのです。したがって、クラウゼヴィッツが「戦争とは他の手段をもってする政治の継続である」<sup>16</sup> というわけは、「強制極」は「説得極」の反対側にある極であって、お互いに時間的に、且つ強制力の度合いを通して継続しているという事なのです。その強制力としての最も実効的な手段を自ら否定しているのが、内閣法制局の「武力」の行使を「自衛権」の発動にのみ限定した解釈なのです。これがいかに歪な解釈であるか、武力の行使の禁止という一般規範が生まれた経緯を考えればよく理解できると思います。

## II. 自力救済から国際社会の介入と規制の現実

国際連盟を初めとして国際機関は、世界公秩序を維持するために武力の行使を規制するために苦心してきました。紛争解決のために公的な権威・権限と強制力が備わった公的救済機関が存在しないという水平的な社会構造の中で、独立国家として国家主権を行使する権利をそれぞれ平等に持つ国に対して「自力救済」の権利を規制したり拘束することは、著しく困難なことだったのです。<sup>17</sup> 悲惨な第一次世界大戦の後に、国際連盟は、初めて国際社会として紛争解決のために介入する道を拓いたのです。理事会の紛争介入は紛争当事国双方の合意に基づいて行われるのではなく、その紛争当事国一方だけの要求によっても(連盟規約第15条)、また双方の当事国の要求がなくても、連盟の加盟国のうち一国の要求があれば、理事会又は総会の介入を求めることができるようにしたのです(第11条)。<sup>18</sup> ただし、残念ながら理事会が持つ紛争解決の条件を提示する権限は当事国に対す

る勧告、つまり、紛争当事国を拘束しない提案を示す権限にすぎなかったのです。理事会から提案を受けた当事国はそれを受諾するのも拒否するのも自由だったわけです。従って、紛争当事国双方が理事会の提示する条件に合意しなければその紛争は解決されずにいたわけです。

何故ならば国家間の関係は、それぞれの国家主権を原理とするものですから、ヘーゲルのいうように「そのかぎり諸国家は、相互に自然状態のうちであり、自国の権利の現実的効力を、超国家的な威力として制度的に確立された普遍的意志のうちにはなく、各自の特殊の意志のうちにもつ」ものなのです。「それゆえ国家間の争いは、それぞれの国家の特殊の意志が合意を見いださないかぎり、ただ戦争によってのみ解決される」ものでした。<sup>19</sup> 連盟規約第12条第1項、第13条第4項、及び第15条第6項に規定されているように、加盟国は、ある一定の条件の下では「戦争に訴えないことを約束」していたわけです。換言すれば、その条件以外のところでは戦争を是認していたわけです。その欠陥をさらに是正しようとしたのが1928年の「不戦条約」でした。この条約は連盟規約よりもさらに一歩進み「国際紛争の解決のため」の戦争を否定し、「国策の政策の手段として」の戦争を放棄したことが画期的なことであったのですが、その条約違反国に対する制裁措置を全く規定していなかったのです。<sup>20</sup> それでも、戦争を主権国家が保持する権限であるという「無差別戦争観」から離れ、許容される強制(戦争)と許容されない強制(戦争)とを峻別することに力を注ぎ始めた最初の成果が「不戦条約」だったのです。つまり、「戦争禁止」に対する一般規範とそれに相反する、しかし相互に補完的なもう一つの規範とで、一組に

16 Carl von Clausewitz, *On War* 357 (Wordsworth Classics of World Literature), 1997:

"[W]ar is nothing but a continuation of political intercourse, with a mixture of other means."

17 See Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* 281-308 (Oxford: Oxford University Press, 1963).

18 国際連盟規約、1919年6月28日。<<http://www1.doshisha.ac.jp/~karai/intlaw/docs/lon.htm>>

19 ヘーゲル『法の哲学Ⅱ』藤野渉・赤沢正敏訳、中公クラシックス、2001年、420-421頁。

20 戦争放棄ニ関スル条約、第1条。<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19280827.T1J.html>>

なる二つの規範を作り出してきました。そのために、1928年の「不戦条約」で「戦争」が正式に禁止されたので「戦争に至らない手段」(measures short of war)に訴える口実や機会を止めることが出来なかったということもありました。そういう苦い経験を踏まえて、国連憲章はその第2条第4項に、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定したのです。「戦争」という言葉を使わず「武力」という言葉を使用することによって、いかなる規模の武力行使、それが「戦争」と呼ばれても、或は「戦争に至らない手段」と呼ばれても、そのすべてを禁止することにより、連盟規約や不戦条約の規定が持っていた抜け穴を塞いだのでした。さらに、単に武力の行使を禁止しただけではなく、憲章第2条第3項において、すべての加盟国に対して、「国際の平和及び安全並びに正義」を危うくしないように、「国際紛争を平和的手段」によって解決しなければならないという義務を課しています。それを受けて、憲章第33条は「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他の当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」と紛争解決に向けての手順を課しています。<sup>21</sup> 「国際の平和及び安全の維持」に責任を持つ安保理は、紛争当事国からの要請がなくとも、「いかなる段階においても」任意に「適当な調整の手続き又は方法を勧告することができる」ことになっています。<sup>22</sup> ただし、連盟規約と同じように、安保理が紛争当事国に提示する平和的解決のための手段

や方法は、単なる「勧告」に過ぎなく、それを受諾するかどうかは紛争当事国の自由なのです。当事国の合意なしには紛争は解決しないのです。従って、国連憲章第2条第4項で武力の行使を全面的に禁止していても、そのために必要な国際社会の手によって、その社会の構成国間の紛争を解決する制度を作り出すことに関しては「連盟規約から一歩も進んでいない」のが現実です。<sup>23</sup>

憲法第9条の文言は国連憲章第2条第4項が基本になっています。にも拘らず、日常の表現としては、一般に「戦争」が「平和」との反語として理解されており、「平和」に対峙する概念と見なされているわけです。あたかも、そのような二つの概念が別々に存在しているように考えられているようです。一つの概念が独立して存在していると、その概念を具現化する「平和な状況」や「戦争状態」にまつわる固定された「時間」と「場所」に焦点が絞られてしまい、その国際関係を担う当該二国家がどのような手段で対外政策を追求し何を勝ち取ろうとしているのか、というアクターの行為や行動を起こさせる要求や思惑などアクターの主観性を蔑ろにしてしまう事になりそうです。まして、「戦争」と「平和」というあたかも二者択一的、又は相互に排他的な概念には、強制力の行使が不在で、説得による方法で政策遂行をなすことで代表される一方の「説得極」から始まって、徐々に威圧や強制力を強めていくという当該状況のプロセスとしての継続性が無視される危険があります。「説得極」から始まった政策交渉も平和裡に問題解決が見出せない場合には武力を散らかせ、さらに圧力を掛けることもありうるのです。穏便に話して埒が開かなければ、次の段階に移行するのです。相手が損失をこうむるようなことを示唆するのです。ただし、脅し、または威嚇にしる、信憑性を持っていなければ実際のインパクトを生み出すことは出来

21 国連憲章、第33条第1項。<[http://unic.org.jp/info/un/charter/text\\_japanese/](http://unic.org.jp/info/un/charter/text_japanese/)>

22 同上、第36条第1項。

23 田岡良一著・小川芳彦改訂「新版 国際法」勁草書房、1986年、75頁。

ないのです。「狼少年の叫び」と見なされてしまえば何も起きないのです。メッセージを発する国がどれほどの決意を持っているのか、威嚇が意図した結果を生じさせなかった暁には、その威嚇を実際に行動に転換する意思と力を持っているのかなど、発信国のクレディビリティ、信頼性と尊敬されている度合いがメッセージ受信国の行動を決定づけるわけです。

このように一国の対外政策を追求する手段にも強制力の強弱があるのと同じように、国際紛争解決の手段を規定する解決方法にも「説得的解決」から「強制的解決」まで強制力の不在から始まって武力の行使に至るまで多岐にわたっているのです。国連憲章の下での集団安全保障の構造を考えてみましょう。国連はその目的の第一に「国際の平和及び安全を維持すること。そのために平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとる」と定めています。さらに、集団安全保障が加盟国それぞれの責任で維持されるように、憲章第2条第5項には、「すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない」と規定しているのです。

「国際協調主義」や「平和主義」を謳った前文を持つ憲法にもかかわらず、国際の平和及び安全の維持に対して積極的な貢献をすべき機会を自ら閉ざすような解釈を内閣法制局は「武力」に与えたのです。これも「非武装・平和主義」の呪縛のお蔭なのです。<sup>24</sup> その結果、国際主義や国連中心主義など

を謳歌しているにもかかわらず、安全保障理事会の決議によってとられる国連の制裁措置や平和維持活動に対しても、身勝手な「武力」行使の解釈をかさに危険な任務を避け、自らの手を汚さずに済ませるように自分の活動範囲を都合のいいように勝手に線引きして主要加盟国としての責任を果たしていないのです。日本が誇るべき外交官村田良平氏が生前嘆いていました。「日本はもっともらしい口実として『平和主義を定めた憲法九条の制約』を持ち出して、危険から逃避を続けたのである。これは極めて不誠実な行為である」と。<sup>25</sup> まさに、日本の「平和主義」の実践なのです。小室直樹氏のうまい表現を使えば、「照る照る坊主」平和主義なのです。「口で『平和、平和』と唱えれば平和になると思うのは、照る照る坊主を吊るせば、天気になると信じているのと何の変わりもない。平和宣言を出せば、国際平和につながると考えているのなら、それは中世の呪い師と同じ」なのです。<sup>26</sup> 田岡良一京都大学名誉教授が正鶴を得た説明をしています。「戦前にあまり平和主義に熱心でなかった諸国民が、戦後にわかたにこれに共鳴し、平和主義はそれまでと比べものにならないほど強く主張される原因」は、「戦争によって生じる生活の困窮、身体および財産が蒙る損害、政府の戦時統制によって受ける自由の拘束など、個人が戦争のために払わされる犠牲を嫌う感情」に日本の平和主義が基づいているからだと言っています。そのような個人的な損得という日本的な「平和主義の根底にある欲望は、平和建設のために払わなければならない犠牲に対しても、これを拒否する原因」となると断言していました。<sup>27</sup>

24 浦田一郎『自衛力論の論理と歴史—憲法解釈と憲法改正のあいだ』日本評論社、2012年、49-52頁。奥平康弘「憲法第9条考」、奥平康弘・樋口陽一編『危機の憲法学』弘文堂、2013年、415、418-419頁：「圧倒的な多数の日本人は『戦争はもうこりこりだ』『どんな意味でも再軍備には反対だ』ということを実感こめて感得したことは間違いないだろう。こうして、少なくとも初発には、一般市民も政府もほとんど一体となって、憲法9条を『非武装中立』を宣言したメッセージと受け止めたのである。」

25 村田良平『村田良平回想録(下巻) —祖国の再生を次世代に託して』ミネルヴァ書房、2008年、275頁。

26 小室直樹『日本人のための憲法原論』集英社インターナショナル、2006年、335頁。

27 田岡、前掲脚注23、76頁。

### III. 集団安全保障を補完する自衛権の行使と国連の法執行機関代理としてのPKO・強制制裁措置への参加

日本国憲法第9条には、「自衛権」への言及はどこにもないどころか、憲法のいかなる条文をいくら精査しても、「自衛権」という言葉は存在しないのです。したがって、「非武装・平和主義」に陶醉していた新憲法採択時において、吉田茂首相をも含む多くの人が、日本は「自衛権」も放棄したと考えていたということがあったのです。<sup>28</sup> 現在でも「日本国憲法は国家自衛権を否定し、平和的生存権と国家主権を認めている」と主張する人もいます。<sup>29</sup> 憲法公布の時点ですら、その主体である日本国は敗戦国として連合国の占領下に置かれており、日本国政府のすべての権威・権限は連合国最高司令官の権威・権限に従属していたのですから、あえて、時の政府の首相が連合国最高司令官の意向に反するような意見を述べるといようなことは考えられなかったのです。オーエン・ラティモアが旨いことを言っています。「マッカーサー元帥の帽子の大きさは日本をその下に蔽いかくすことができた。日本はマッカーサー元帥の帽子を通してでなければ語るができない、という、発表に関するとりきめがなされた」と。<sup>30</sup> 従って、日本側から積極的な意味で「自衛権」なる言葉が発せられたのは、マッカーサー連合国最高司令官が1950年元旦に出した「年頭声明」の中で、日本国憲法は自衛権を否定したものではない、と表明した時点からなのです。<sup>31</sup>

この変化は、対日講和条約の作成過程におけるマッカーサー元帥と米国政府内での国務省と軍部との間に生じた対日政策に対する見解の相違がもたらしたものであったのです。<sup>32</sup> まずは米ソの冷戦の激化が進み始め、それまでの対日占領政策（非武装化・弱体化）に全面的な修正をなさざるを得なくなったわけです。その結果として具体的に明示されたのが、独立を回復した主権国家として日本国が保持する国際法上の「自衛権」の認定でありました。第二次世界大戦後の世界秩序を構築した基本法である国連憲章に基づく慣習国際法を踏まえた権利です。1951年9月に署名されたサン・フランシスコ講和条約第5条(c)項は以下のように国際法上の自衛権を規定しました。

連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極めを自発的に締結することができることを承認する。

ここで大事なことは、戦争放棄条項と言われる憲法第9条第1項は1928年のパリ不戦条約と同じように国際法上の「自衛権」を日本が主権国家として保持することを講和条約の締結によって確認されたことです。国連憲章の成立以前では、主権国家の権利として自力による救済の手段に訴えることが当然であると考えられていました。その自助の手段というのは武力による威嚇から報復・復讐と自衛戦争に至るまでの様々な強制手段であったのです。それが国連憲章第2条第4項によって「戦争に至らざる手段」としての武力による強制手段も

28 帝国議会第90回衆議院本会議第6号、1946年(昭和21年)6月26日。<<http://teikokugikai-indl.go.jp/SENTAKU/syugin/090/0060/main.html>> 田原総一郎「戦後50年の生き証人に聞く12-高辻正巳 元法制局長官の憲法観」『中央公論』、1995年12月号、116、122頁：「ポツダム宣言を見ても、連合国には日本の再軍備を許す意図など毛頭なかった。日本国民にも「再軍備しよう」という人はいなかったんじゃないですか。第一、吉田茂首相が強硬な再軍備反対論者ですから、佐藤「法制局長官」さんが「戦力」というものであれば「自衛のためであっても持てない」という解釈に固執されたのは自然なことだと思います。」

29 浦田、前掲脚注24、23頁。

30 ラティモア『アジアの情勢』小川修訳、河出書房市民文庫、1953年、113頁。

31 マッカーサー「年頭声明」、大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、『非軍事化から再軍備へ』三一書房(1991年)233頁。

32 柴山太『日本再軍備の道』ミネルヴァ書房、2010年、231-292頁；片岡鉄也『日本永久占領一日米関係、隠された真実』講談社+a文庫、1990年、179-191頁。

禁止されたのです。そこには、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」という「武力による威嚇又は武力の行使」を禁じる一般規範が国連創設とともに成立したのです。ただし、国連憲章第51条は、その例外として、「個別的又は集団的自衛の固有の権利」を以下のように残したのです。

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。<sup>33</sup>

この憲章第51条に組み入れられた「自衛権」は慣習法として確立していた主権国家の権利をそのまま導入し、並存させたものなのです。<sup>34</sup> そして、その適正な自衛権行使の条件は「必要性」と「均衡性」原則を満たすことにより憲章第2条第4項で本来禁止されている「武力の行使」を執ったとしても、その違法性が阻却されるわけです。それと同じ論理が憲法第9条の解釈にも適用されているわけです。1951年に、大橋武夫法務総裁は「わが憲法第九條は、正義と秩序を基調とする国際平和を念願として、戦争並びに武力による威嚇または武

力の行使を放棄いたしますとともに、陸海空軍その他の戦力の保持と国の交戦権とを否認いたしております。しかしながらこれをもって国際法上国家の保有する自衛権を否定しておるものではない」と言明し、憲法第9条は自衛権の発動を否定していないと結論づけていました。<sup>35</sup> 国内社会では法制度が整備されており、国内法に基づき係争関係を裁く第三者の裁判所とその判決を執行する警察という強制力を備えた公権力組織が存在して国内公秩序が維持されています。それでも、その国内法ですら刑法第36条(正当防衛)では以下のように自力救済を容認しているのです。

1. 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
2. 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。<sup>36</sup>

そして第37条(緊急避難)でも、同じように以下の自力救済規定を設けているのです。

1. 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
2. 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。<sup>37</sup>

従って、法整備が確立している国内法公秩序の中にでも「正当防衛」と「緊急避難」の手段が備えられていることを考えれば、自衛権という自力救済手段の容認は、国連憲章の下での集団安全保障が

33 国連憲章、第51条。<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19450626.01J.html>>

34 Nicaragua Case, *supra* note 4, at 94, para. 176 (“[C]ustomary international law continues to exist alongside treaty law.”).

35 第12回国会 衆議院 平和条約及び日米安全保障条約特別委員会 第7号、1951年(昭和26年)10月23日。  
<<http://kokkaiindl.go.jp/SENTAKU/syugin/012/1216/main.html>>

36 刑法、第36条。<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>>

37 同上、第37条。

完備しているとか、していないことには本来無関係なのです。ましてや国際社会には、「世界統一政府」などという中央集権的統治機構も、国際法違反国に対して第三者的な客観的判断を下す公権力と強制力を備えた超国家的国際組織も存在していないのです。そのような社会では、自力救済の必要性が高まるのが自然なのです。

かつて京都大学の田岡良一教授が、国連創設以降、「武力による威嚇又は武力の行使」が禁止され国際紛争は平和的手段以外に解決を求めないことになったために、所謂「戦時国際法」は無用であるなどという国際法学者の思考を戒めて、「国際社会の紛争解決手段の現在の状態をありのままに」吟味し、この状態では「強制的手段を国際社会から駆逐し得たとはいえないことを、はっきりと説く」必要性を指摘した見識を、<sup>38</sup> 今こそもう一度想起すべきでしょう。村瀬信也上智大学教授が言うように、「自衛権それ自体は平時の制度であり、国連憲章では戦争概念が止揚され、平時に一元化されたとも言われるが、自衛権行使が武力衝突を前提としている以上、武力紛争法の適用は不可避となる」のです。<sup>39</sup> 従って、現在の国際社会でその国際公秩序を維持していく上で、「自衛権の行使」をある一定の条件の下で許すことは避けられないことなのです。国連の国際法委員会が採択した「国家責任条文草案」は、その第21条で「行為が国連憲章に従ってとられる自衛の法的要件を満たしている場合、国家行為の違法性は阻却される」と明確に規定しているのです。<sup>40</sup> これが「違法性阻却事由」を満たした行為として罰されない訳なのです。さらに国連PKOへの参加に関しては、安保

理の決議に基づくものである以上、「水平的秩序」の中で強制力を備えた公権力主体が不在の時に、その公権力の委託を受けた加盟国が代行として執る武力行使であって、警察権(policing power)の執行なのです。大事なことは、憲章第43条の下での「特別協定」が合意に至らなくても、憲章は安保理を危機の際に無能にしておく訳ではないのです。憲章第7章は、「紛争」と同じように「事態」をも対象にしているもので、安保理は国家に対して強制措置を執らなくても、事態を監視する権限を保持しているはずなのです。<sup>41</sup>

国連は「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置を採る」ことをその第一目的に憲章第1条第1項で規定しています。その目的達成のために、国連憲章第2条第4項は一方で、すべての加盟国に対して、その国際関係において「武力による威嚇又は武力の行使」を「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するもの」と「国際連合の目的と両立しないいかなる方法によるもの」に対して執るのを禁じる事によって国際公秩序を維持するようになっています。他方で、憲章第7章(平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動)は、その39条の下で安全保障理事会が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従っていかなる措置をとるかを決定する」と定めて、国連のみが違反国に対する対応措置を軍事的強制行動を伴う制裁措置をとる主体

38 田岡 前掲脚注23、238頁。

39 村瀬信也「はしがき」、村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂、2007年、iv頁。

40 国際違法行為に対する国家責任(国家責任条文草案)、国際連合 A/RES/56/83、2002年1月28日：  
<[http://itl.irkb.jp/iltrans/A\\_RES\\_56\\_83.html](http://itl.irkb.jp/iltrans/A_RES_56_83.html)> See James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility: Introduction, Text and Commentaries* 166-167 (Cambridge: Cambridge University Press, 2002).

41 Certain Expenses of the United Nations, Advisory Opinion of July 20, 1962, [1962] *ICJ Report* 151, at 167: "It cannot be said that the Charter has left the Security Council impotent in the face of an emergency situation when agreements under Article 43 have not been concluded." Articles of Chapter VII of the Charter speak of 'situations' as well as disputes, and it must lie within the power of the Security Council to police a situation even though it does not resort to enforcement action against a State."

と成ることによって国際秩序の維持・回復を図るという仕組みを創設したのです。これが一般的に国連憲章の下での「集団安全保障」と呼ばれるものです。しかし、武力の禁止を高らかに謳った反面、それを担保すべき憲章下の集団安全保障が米ソの冷戦により期待されたように機能することはなく、最も肝心の憲章43条に基づく特別協定に従って「国際の平和及び安全の維持に必要な兵力」の提供ということは一度も起きなかったのです。

憲章第51条の「自衛権」の行使も憲章7章の中に組み入れられているわけですから、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」という時間的規制が自衛権の執行期間に課せられているのです。自衛権を行使する加盟国は、その自衛権行使の許容期間中は加盟国として集団安全保障の一翼を担うことにもなっているわけです。それと同時に、「この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」と自衛権を行使した当事国に対して報告義務を課しています。この二つの拘束は自衛権の行使に関する「必要性和均衡性」原則という慣習国際法の条件とは別に新たに憲章の中に加えられたものです。個別自衛権の行使には事前に安保理の認可を求める必要がないことは明らかですが、集団自衛権の発動には、さらに、他国から武力攻撃をうけた「被害国が攻撃を受けたことを自ら宣言する」とこと、<sup>42</sup>「その武力攻撃の被害国からの要請」が必要なのです。<sup>43</sup> 国際司法裁判所は、「自らを攻撃の被害国と見なす国からの要請なしに」第三国が集団自衛権の行使を許されるという国際慣習法の規

定は存在しないと明言したのです。<sup>44</sup> これらの条件を満たすことが憲章第51条では求められているのです。

自衛権の行使は、それが「個別的」なものであろうとも、「集団的」なものであろうとも、国連憲章下の「集団安全保障」を加盟国自身が補完する役割を果たす意味があります。同じような「補完性」を持って「集団安全保障」の一翼を担っているのが憲章第52条に規定されている「地域的取極又は地域的機関」です。その「補完性」は、憲章第52条第2項で、地域的取極又は地域的機関の当事国である国連加盟国は、「地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極又は地域的機関によってこの紛争を平和的に解決するようにあらゆる努力をしなければならない」と義務付けられていることから明らかです。<sup>45</sup> さらに、憲章第53条によって地域的取極に基づいて又は地域的機関によってとられる「いかなる強制行動」も安保理の許可なしにとることはできないことになっています。

#### IV. 憲章第43条の「特別協定」を必要としない PKO及び軍事的強制措置

加盟国の自衛行動以外に「武力による威嚇又は武力の行使」が許されているのは憲章第42条の下での安保理の決定による「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動」を伴う軍事的強制・制裁措置です。<sup>46</sup> これは憲章第41条での安保理の「兵力の使用を伴わない・・・経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又

42 Nicaragua Case, *supra* note 4, at 104, para. 195.

43 *Id.* at 105, para. 199.

44 *Ibid.*

45 国連憲章に組み入れられた「地域主義」と国連の「普遍主義」との補完的關係に関しては、鈴木英輔「国家と『世界市民』とグローバル・スタンダード」、『総合政策研究』No.43、2013年3月、関西学院大学総合政策学部研究会、61-65頁参照。

46 国連の目的と両立するような方法での武力行使は許されるという見解も強く存在する。W. Michael Reisman, "Article 2(4): The Use of Force in Contemporary International Law," 78 *Am. Society of International Law Proceedings* 74(1984); available at <[http://digitalcommons.law.yale.edu/fss\\_papers/741](http://digitalcommons.law.yale.edu/fss_papers/741)> 一般的には、Myres S. McDougal & Florentino P. Feliciano, *Law and Minimum Public Order: The Legal Regulation of International Coercion* (New Haven, CT: Yale University Press, 1961)参照。

は一部の中断並びに外交関係の断絶を含む」措置では「不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるとき」に安保理が軍事的強制措置を執ることを決定するものです。安保理の「手続き事項」以外の決議は「大国の一致」原則により、すべての常任理事国の同意により採択されるものであり、単なる「思いつきの国連決議に基づく」<sup>47</sup> 軍事的強制措置などということではありえないのです。「大国の一致」を要求することは大国の利害が競合している時に、それは結局、民主的プロセスを確保するために必要な地域的多样性を維持することに繋がるわけです。<sup>48</sup> 憲章第42条の下で安保理の決議によって執られる武力の行使を伴う軍事行動・軍事制裁措置は、国連憲章下の集団安全保障を担保するべきものだったのです。残念ながら、この憲章第43条で期待されていた「国連軍」は一度も構成されることはありませんでした。

大国の横暴とか利害の衝突により安保理の決議案が拒否権により葬り去られても、政治状況は待ってはくれないのです。1956年に勃発したスエズ危機により安保理の審議が麻痺した時、安保理は10月31日の決議119で、総会に対して、1950年11月3日の「平和への結集」決議377A(V)<sup>49</sup> に従って緊急特別会期を開催することを要請したのです。<sup>50</sup> 安保理決議119は、その理由を「常任理事国の不一致のために安保理が国際の平和及び安全の維持に関する第一義的責任を果たせなかったことを考慮して」と言明していたのです。総会はこの安保理の要請を受け、憲章第42条で考えられてい

た強制措置をとる国連軍ではなく、強制措置をとらないで、停戦の遵守及び平和維持のための「国連緊急軍」(UNEF)の創設を決定したのです。<sup>51</sup> これが現在ある国連平和維持軍(UN Peace-Keeping Force)又は平和維持活動(PKO)の原型といわれるものです。国際司法裁判所は1962年の「国連の一定の経費に関する勧告意見」で総会の決議によるUNEFの創設は総会の権限内の事柄であるという判断を下しました。<sup>52</sup> 何故ならば、安保理の「国際の平和及び安全の維持」に関する権限は「第一義的」なものであり、独占的・排他的な権限ではないのです。<sup>53</sup> したがって、総会も憲章第18条の下で「重要問題」に関する「決定」を下す権限を持っているのです。<sup>54</sup> 特に、安保理が憲章第7章の下で持つ「強制措置」(enforcement action)に関する権限に抵触しないかぎり、「国際の平和及び安全の維持」に関して総会は関与できると判断を出したのです。<sup>55</sup> この勧告意見によって平和維持に関する権限が安保理から総会に移行したことが認められたという画期的な出来事であったのです。又、そういう認識は、1950年の「平和への結集」決議の趣旨に合うものであることは言うまでもないことです。

それ以降、PKO は様々な改革と修正を経て現在に至っています。米ソの冷戦の終焉と共に、安保理の活性化が進み、PKOの内容と規模と数において著しく変化してきたのです。当初のダグ・ハマーショルド事務総長時代の停戦監視や紛争当事者間の物理的隔離などの基本的な活動から冷戦直後のブトロス・ブトロス＝ガーリ事務総

47 中村、前掲脚注2、343頁。

48 鈴木、前掲脚注45、64頁。

49 国連総会「平和への結集」決議377(V)。<<http://www.un.org/Depts/dhl/landmark/pdf/ares377e.pdf>>

50 国連安保理決議119、1956年10月31日。<<http://unscre.com/en/resolutions/doc/119>>

51 国連総会決議998(ES-I)、1956年11月4日；1000(ES-I)、1956年11月5日；1001(ES-I)、1956年11月7日。<[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/33548&Lang=E](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/33548&Lang=E)>

52 Certain Expenses of the United Nations, *supra* note 41, at 151.

53 *Id.* at 163.

54 *Ibid.*

55 *Id.* at 164.

長時代の『平和への課題』提言での積極的な「平和強制」<sup>56</sup>への展開とその挫折と苦悩を経て、PKOの原点に戻りながらも新たな形態を模索しているのです。<sup>57</sup> その新たな挑戦の中心的な課題は「武力の行使」なのです。ブトロス＝ガーリが提案した「平和強制部隊」(peace-enforcement units)は「平和維持軍」(peace-keeping forces)よりも重武装しているものとされてきましたし、「平和創造」(Peacemaking)の一環と見なされていました。「平和創造」は「平和維持」の前に来る序曲のようなものと考えられていたのです。<sup>58</sup> ブトロス＝ガーリはこの「平和強制部隊」は憲章第40条の下の「暫定措置」として確保できると考えていましたし、この部隊を憲章第43条で考えられている軍隊と混乱しないようにと注意していたのです。<sup>59</sup>

国連憲章で構想されている集団安全保障の概念は、平和的手段での紛争解決が失敗した場合には、憲章第7章に設けられている強制措置を安保理の決議によって国際の平和及び安全の維持と回復のために執ることが前提になっているわけです。従って、田岡良一教授が断言するように、「力による威嚇が、侵略的意図を有する国を抑制することができるのは、この力を必要な場合現実に行使する固い決意によって裏付けられている場合に限る」のです。<sup>60</sup> 水平的公秩序構造を持つ国際社会の中で未完全な集団安全保障を維持し有効に機能させるためには、安保理の決議による強制措置又は総会の決議による非強制措置への加盟国の合意に基づく参加が不可欠なのです。

憲章第2条第4項で禁止されている「武力による威嚇又は武力の行使」に対して、安保理の決議は、憲章第24条で「国際の平和及び安全の維持に関す

る第一義的な責任」を担っている安保理が決定する対応措置であるだけでなく、すべての加盟国は安保理がその「責任に基づく義務を果すに当って加盟国に代って行動することに同意」しており、さらに、すべての加盟国が憲章第25条で「安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意」しているのです。

以上のような基本的な国際法上の枠組みがあるときに、「自衛権の行使」が憲法第9条第1項の規範の中でどのように扱われているのか、もう一度吟味して見る必要があると考えます。憲法第9条第1項は、「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇又は武力の行使」は「国際紛争を解決する手段として」は、これを放棄する、と規定されています。換言すれば、「戦争」も「武力による威嚇又は武力の行使」も、いずれも主権の行使という意味での「国権の発動」によるものであって、いずれも誰が攻撃を始めたかという問題を別にすれば、結果的には「国際紛争を解決する手段」であることは否定できないのです。にも拘らず、自衛権の発動を認めるということは、違法性を阻却する事由を満たしていると見なされるからです。その判断こそ、自衛権の行使の合法性は国際法に基づいて解決されるべきものであるからです。

既に述べたように、現在の世界公秩序を構築している法規範は国連憲章であり、その第24条第1項で「国際の平和及び安全の維持に関する第一義的な責任」は安保理が負っているのです。その直接的当事者である安保理が、憲章第42条に基づき「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要」な「武力による威嚇又は武力の行使」を含む軍事的強制措置をとる決定を行うことは、憲章下での「集

56 An Agenda for Peace : Preventive diplomacy, peacemaking and peace-keeping, Report of the Secretary-General pursuant to the statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992. UN Doc. A/47/277-S/24111, 17 June 1992, at para. 44; reprinted at Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace 1995*, United Nations, 1995 Second Edition, at 57.

57 石原直紀「国連平和維持活動(PKO)と武力行使」『立命館国際研究』第18巻3号、2006年3月、77頁参照。  
<<http://www.ritsumeiji.ac.jp/acd/cg/ir/college/bulletin/vol18-3/ishihira.pdf>>

58 Boutros-Ghali, *supra* note 56, at 57.

59 *Ibid.*

60 田岡、前掲脚注23、78頁。

団安全保障」を維持するための責任であると共に、国連加盟国が憲章第24条と第25条に従い安保理の決議を受諾し且つ履行することが加盟国の義務でもあることは明白です。安保理の決議による国連としての強制活動であることが「武力による威嚇又は武力の行使」という憲章第2条第4項に規定されている違法性を阻却するのです。1996年4月の参議院予算委員会の質疑で、大森内閣法制局長官は国際法と憲法との関係について「確立された国際法規ということになりますと、これは国際社会の基本的な法則ともいえるべきものであらうと思ひまして、このような法則を前提として各国家が存在している、我が国憲法もその秩序の中に受け入れているということからいたしますと、これらの確立された国際法規と憲法との間でそもそも抵触というものは生じないはずであるというふうには解しております」とその見解を述べているのです。<sup>61</sup> 日本も締約国である「ウィーン条約法条約」は、その第27条で「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない」と規定されています。<sup>62</sup> この一般原則は国家責任の不履行にも適用されているのです。国連の国際法委員会による「国家責任条文草案」はその第32条に「責任ある国家は、この部の義務違反を正当化するような国内規定の援用はできない」と規定しているのです。<sup>63</sup>

以上のような条理を目的論に基づき解釈をすれば、国際法上の自衛権に基づく「武力による威嚇又は武力の行使」が違法性阻却事由を満たすことで容認されていることは明らかです。従って、同じ国際法によって創られた集団安全保障を維持するために必要とされる憲章第42条に基づく「武力による威嚇又は武力の行使」は、自衛権の行使の場合と同じように、違法性を阻却する事由を満た

すものとしてというよりも、安保理の決議に従って公権力の執行を、安保理の要請を受けて加盟国が代行するのですから、その行為・行動に国際法上の違法性はもとより存在しないのみならず、憲法第9条の下でも許されているはずなのです。それなのに、内閣法制局の解釈は自衛権に関しては国際法を引き出し、国連憲章下の集団安全保障の維持に関しては、その源泉である国際法を無視して国内法である憲法第9条だけに限定した奇妙な文理解釈に満足しているのです。1996年2月の衆議院予算委員会第一分会での質疑で前原誠司議員の国連憲章と憲法との関係に関する質問に、当時の秋山収内閣法制局第一部長の以下のような答弁は、国際法を都合の良い時には適用し、都合の悪い時にはそれを無視するという、ちぐはぐな文理解釈の典型であると思います。少し長いですが答弁の全文をここに引用します。

ただいまお尋ねの集団的安全保障と申しますのは、国際法上、武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威あるいは平和の破壊または侵略行為が発生した場合に、国際社会が一致協力して、このような行為を行った者に対して適切な措置をとることによって平和を回復しようという概念でありまして、国連憲章にそのためのいろいろな規定が置いてあるわけでございます。

ところで、我が国の憲法には、集団的安全保障に参加すべき旨の規定は直接明示されていないところでございますが、ただ、憲法前文に、憲法の基本原則の一つである平和主義、国際協調主義の理念がうたわれておりまして、このような平和主義、国際協調主義の理念は、国際紛争を平和的手段により解決す

61 第136回国会 参議院予算委員会 第8号、1996年(平成8年)4月17日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/136/1380/main.html>>

62 条約法に関するウィーン条約、1969年5月3日。<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/mt/19690523.T1J.html>>

63 国際違法行為に対する国家責任(国家責任条文草案)。国際連合 A/RES/56/83、2002年1月28日。<[http://itlir.kbj.jp/iltrans/A\\_RES\\_56\\_83.html](http://itlir.kbj.jp/iltrans/A_RES_56_83.html)> See James Crawford, *supra* note 40, at 207-208.

ることを基本とする国連憲章と相通ずるものがあると考えております。

我が国は憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえまして国連に加盟し、国連憲章には集団的安全保障の骨組みが定められていることは御承知のとおりでございます。したがって、我が国としては、最高法規であります憲法に反しない範囲内で、憲法九十八条二項に従いまして国連憲章上の責務を果たしていくこととなりますけれども、もとより、集団的安全保障にかかわる措置のうち、憲法九条によって禁じられております武力の行使または武力による威嚇に当たる行為につきましては、我が国としてはこれを行うことを許されないことは当然のことであろうと考えております。<sup>64</sup>

この表面的な文理解釈はおかしいと思います。この論理はあたかも国連憲章には集団安全保障のための「いろいろな規定が置いてある」が「我が国の憲法には、集団的安全保障に参加すべき旨の規定は直接明示されていない」というおかしな言い訳を言っています。そこには、国際法上の自衛権も、その行使に関する規定も、「我が国の憲法には」何も明示されていなくても「憲法九条によって禁じられております武力の行使または武力による威嚇に当たる行為」である自衛権の行使は当然許容されていることには沈黙しているのです。内閣法制局にとって都合が悪いのです。従って、国連加盟国としての「国連憲章上の責務」は、「最高法規であります憲法に反しない範囲内で」果たして行くことになるという表面的な文理解釈だけにとどまり、「もとより、集団的安全保障にかかわる措置のうち、憲法九条によって禁じられてお

ります武力の行使または武力による威嚇に当たる行為につきましては、我が国としてはこれを行うことを許されないことは当然のこと」であると断定するのです。同じような表面的な文理解釈が「集団的自衛権の行使」の問題をいまだに支配していること自体がおかしいのです。これこそ「無意味な神学論争」ではないのでしょうか。<sup>65</sup>

#### V. 排他的な「自国」対「外国」という二元論と「集団的自己」を包容する「自己同一認識」

政府の統一見解によると、「集団的自衛権」の定義は「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利を有するとされている」と規定されています。<sup>66</sup> この定義では、主権国家として日本も集団的自衛権を保持しているように見せかけていますが、実際は内閣法制局の解釈によると、日本の憲法は集団的自衛権の存在を認めていないのです。今までの集団的自衛権の論議は、攻撃の対象が「自国」であるか「外国」であるかによって決定されるという二元論に立脚するものです。つまり、「自衛権」というものは「自国」を防衛するものであって、「外国」の防衛にはせまじるということは、憲法第9条第1項で許されている「自衛のため」に合わないので「集団的自衛権」は行使できないという論理なのです。<sup>67</sup> ここに政府統一見解の最初の欺瞞があります。「行使できない」というと、集団的自衛権を保持しているが、自らの意思でその権利を使わないことを決定したという響きがあります。実際に、政府はそのような説明をしてきたのです。しかし、現実には政府の統

64 第136回国会 衆議院予算委員会第一分科会 第1号、1996年(平成8年)2月29日。  
<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/136/0384/main.html>>

65 村瀬信也「はしがき」、村瀬、前掲脚注39、iv頁。

66 防衛省、『防衛白書・平成25年版』。<<http://www.mod.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/index.html>>

67 浅井基文『集団的自衛権と日本国憲法』集英社新書、2002年、80頁も、「集団的自衛権の本質は『他衛』であって、自衛ではありません。本質が他衛であるものを自衛というのは、根本的に無理がある」と同じことを言っています。

一解釈には「集団的自衛」という概念が存在しないのです。政府の二元論では、守るべき自分自身の「主体」が外国をも含め複合的に又は集合的に、より大きな「主体」に発展的に拡大する可能性すら否定しているからです。つまり、内閣法制局の表面的な文理解釈では、極めて理不尽な限定的な定義を恣意的に与えることによって、集団的自衛権の行使を全く出来ないようにしたのです。1981年の衆議院法務委員会での質疑で、内閣法制局長官角田禮次郎は「集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。ですから、持っていると言っても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかないわけでございます。したがって、個別的自衛権と集団的自衛権との比較において、集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持っているようが持っているまいが同じだ」と端的に言明していたのです。<sup>68</sup>

この驚くべき「二元論」は国連のPKOに参加する自衛官にも押し付けられているのです。1973年10月25日に安保理によって採択された第2次国連緊急軍(UNEF)創設に関する決議340号の実施に対するガイドラインには、その第4節第(d)項に、武器の使用について以下のように規定されています。

**UNEFには防衛用のみ武器が供与される。武器は自衛以外に使用してはならない。自衛には、安全保障理事会に委任されたUNEFの任務遂行を阻止する目的で、武力を用いてなされる企てに抵抗することも含まれる。UNEFは紛争当事国が安全保障理事会の決定**

に服するために必要な、すべての措置をとるものという仮定の基に任務を進める。<sup>69</sup>

このガイドラインに規定された原則に鑑み、日本のPKO協力量案の審議の際に当時の野村一成内閣審議官は、PKO活動の任務に就いている外国人への攻撃に対しての日本の対応について、「この法案におきましては、第二十四条で法令行為ないし業務上の正当行為としての武器の使用について規定しているのでございまして、その場合に、外国人の生命等は防衛の対象に含まれていないということをはっきりと申し上げさせていただきたいと思います」と意気揚々に日本の自衛官は、PKO活動の隊員として同僚の隊員がその任務遂行中に攻撃を受けた場合、外国人の隊員であれば無視することになっていると断言したのです。<sup>70</sup>これが日本のPKO隊員に所謂「駆け込み警護」を否定することに繋がっているのです。さらに、1992年の参議院国際平和協力等に関する特別委員会での質疑で、丹波實国連局長は、日本の国連PKO活動に参加する自衛隊員には、自衛のための武器使用に関して外国人排除原則が存在していることには沈黙して、平気で「日本としてはPKOに参加するに際して過去のPKOの経験を通じて確立した通常の慣行に反するような形で行動することは意図していない」と豪語していたのです。<sup>71</sup>それでも、2000年の第一次アーミテージ報告は、「平和維持・人道的救援活動」への「全面的参加」を勧めると共に、「日本は、1992年に自ら課した制約を取り払い、他の平和維持活動参加諸国に負担をかけるようにする必要がある」と勧告しているのです。<sup>72</sup>

68 第94回国会衆議院法務委員会第18号、1981年(昭和56年)6月3日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/094/0080/main.html>>

69 Report of the Secretary-General on the Implementation of Security Council resolution 340(1973), at para. 4(d), UN Doc. S/11052/Rev. 1 of 27 Oct. 1973, available at <<http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Chap%20VII%20S%2011052%20REV1.pdf>>

70 第122回国会衆議院 国際平和協力等に関する特別委員会 第8号、1991年(平成3年)11月27日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/122/0732/main.html>>

71 第123回国会 参議院国際平和協力等に関する特別委員会 第9号、1992年(平成4年)5月18日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/123/1675/main.html>>

72 米国防大学国家戦略研究所(INSS)特別報告書(第一次アーミテージ報告)、「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて」、2000年10月、6頁。<<http://www.masrescue9.jp/armitage%202000.pdf>>

政府の「集団的自衛権」の定義が混乱しているのは、この「自国対外国」の二元論では「個」が「全体」の「一部」であり「一部」の利益が「全体」の利益を構成しており、その逆も同じであるということが認識されていないからです。まず、政府が「集団的自衛権」をどのように理解しているのか、『防衛白書・平成25年版』にある以下のような「集団的自衛権」に対する政府の基本的な考えをもう一度見てみましょう。

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有するとされている。わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えている。<sup>73</sup>

この政府見解は基本的には2003年度の『国防白書』から定式化されたものです。<sup>74</sup>「集団的自衛権の行使」の是非に関するもろもろの論議が混乱するのはこの定義に問題があるからです。「自国が直接攻撃されていないにもかかわらず」という形容句が「自国」と「外国」とに峻別することによって「集団的自衛権」の本質を見逃すことになるからです。<sup>75</sup>

2001年9月8日サン・フランシスコ講和条約締結50周年記念式典が催されたとき、宮沢喜一元首相

が「平和と繁栄をもたらした50年間の同盟関係」と題した講演の中で「日米同盟をより効果的なものにするために、・・・日本が自衛権の論理的延長として集団的自衛権を位置づける」ことを提案したのは、<sup>76</sup> まさに「個」の拡大のことなのです。内閣法制局による憲法第9条の解釈には、日本以外の諸外国とともに共有する利益・価値観の認識や、その共通な認識に基づいて協調し行動を起こすという国際協調主義に不可欠な基本的な認識が欠けていることです。その結末が国連の武力行使を伴う制裁措置やPKOへの参加と集団的自衛権の憲法上での否認なのです。この基本的な認識の欠如により導かれたものが、驚くこと無かれ、独善的な「一体化」否定論なのです。まして、憲法前文で「自国のことのみ」に専念して他国を無視してはならない」と戒め、この「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務である」と断言しているのにも拘らずにです。最高裁判所の砂川事件判決の田中耕太郎裁判長が正鵠を射た補足意見を次のように述べています。「憲法の平和主義を、単なる一国家だけの観点からではなく、それを超える立場すなわち世界法的次元に立って、民主的な平和愛好諸国の法的確信に合致するように解釈しなければならない。自国の防衛を全然考慮しない態度はもちろん、これだけを考慮して他の国々の防衛に熱意と関心を持たない態度も、憲法前文にいわゆる『自国のことのみ』に専念』する国家利己主義であって、真の平和主義に忠実なものとはいえない。』<sup>77</sup> よって、内閣法制局の「一体化」を否定する論理は憲法

73 『防衛白書・平成25年版』。前掲脚注66。

74 『防衛白書・平成15年版』2003年、88頁。2003年の『防衛白書』では、二番目の文章の「主権国家である以上」の後に「国際法上、」という言葉は入っていない。2005年から現在のような文言になっている。

75 村瀬信也教授は集団的自衛権の定義に関して、政府の定義は「その起草過程で念頭にあったこの権利の『保護法益』、すなわち、『他国に対する攻撃が自国に対する攻撃と同視されるような密接な関係』に対応するというこの制度の本質については、目を背けてきたように思われる」と述べている。村瀬信也「はしがき」、村瀬、前掲脚注39、ii頁。

76 岩見隆夫「近聞遠見：宮沢喜一と集団自衛権」、『毎日新聞』2013年9月7日（東京朝刊）。

77 砂川事件最高裁判廷判決、昭和34年（あ）七10号、同12月16日大法廷判決、最高裁判所刑事判例集13・13・3225。  
<<http://tamutamu2011.kuronowish.com/sunagawasaikousai.htm>>

が歌う「国際協調主義」を根本から否定するものなのです。

その最悪の姿が表面化しました。国内の政権争いがこじれて今や内戦の危機にあり南スーダンでPKOに従事している国連南スーダン派遣団(UNMISS)の増強のために2013年12月24日に全会一致で採択された安保理決議により、<sup>78</sup> 軍事要員・武器の派遣要請に同意した加盟国側には南スーダンへ輸送能力を持ち合わせていないため、米国やNATO諸国に依頼し、日本にも隣国のウガンダのエンタベ国際航空まで輸送された軍事要員・兵器を自衛隊のC130輸送機で南スーダンの首都ジュバまでの輸送を依頼されたのです。安保理の決議によつての要請にも拘らず、日本は「自衛隊が他国の部隊や武器を輸送すれば、憲法が禁じる武力行使の一体化に抵触するおそれがある」との馬鹿げた理由で国連の依頼を拒否したのです。<sup>79</sup>

集団的自衛権の基本的な概念は、「自己同一認識」、セルフ・アイデンティフィケーション(self-identification)、という自己自身の姿をほかの人の姿とに一体化することにあります。一人の「個人」

から家族、仲良しな友達との一体感、同窓、同郷、同胞とそして「世界市民」のもとである「ひとつの世界」へと、ひとつの小さな「個」が複合的にまたは集合的に、新たな、より大きな集団を形成するプロセスの中で発生・創り出される目的、利害関係、情感、期待、危機感などの共有を軸として形成される「共同体」なのです。それが「自己」の展開的拡大といわれるものです。『集団的自衛権』を上梓した佐瀬昌盛防衛大学名誉教授はこれを「集団的自己」と正確に位置づけています。<sup>80</sup> イマヌエル・カントは200年以上も前に「地球上の諸民族の間にいったんあまねく行きわたった(広狭さまざまな)共同体は、地上の一つの場所で生じた法の侵害がすべての場所で感じとられるまでに発展を遂げたのである」と言明していたのです。<sup>81</sup> 現在の極度に密接化した世界的な相互依存と瞬時に世の中の出来事のインパクトが身にしみるというグローバル化の世界では、益々「集団的自己」に対する認識が深まるのは当然なことなのです。「地球はひとつ」という「プラネット・アース (Planet Earth)」が宇宙から日本以外の国が攻撃されたとき、日本は「自国が直接攻撃されていない」ので地

78 UN Doc. S/RES/2132(2013), 24 Dec. 2013; available at <[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/RES/2132\(2013\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2132(2013))>

79 「日本、他国軍の輸送断る:南スーダンPKO、国連の依頼」2014年1月14日、朝日新聞デジタル。  
<[http://www.asahi.com/articles/ASG1F5H46G1FUHB101P.html?ref=com\\_top6\\_02#MainInner](http://www.asahi.com/articles/ASG1F5H46G1FUHB101P.html?ref=com_top6_02#MainInner)>  
今まで自衛隊が派遣されたPKO活動のうち、イラク派遣(平成16～20年)の経験ほど自衛隊が現場で直面する問題を露呈したものはないのです。以下の話がその過酷さを如実に示しています。

《陸上自衛隊幹部が式典に参加中、建物の外で警護にあっていたオーストラリア軍が暴徒に襲われた》

《陸自車両を警護するための打ち合わせに来た豪軍車両が、陸自拠点の入り口で暴徒から攻撃された》

これは「そのときどうする」というシミュレーションではなく、実際にイラクで起きた「事件」だ。

陸自はどう行動したか。2事例とも施設や拠点に引きこもり、傍観せざるを得なかった。武器使用基準が国際標準より厳しく制限され、外国軍の隊員への駆け付け警護は憲法で禁じられた武力の行使にあたとされるからだ。

陸自はイラク南部サマワで給水や道路補修などの人道復興支援を行い、豪軍は治安維持を担っていた。陸自が拠点の外に出る際は豪軍に警護され、2つとも豪軍が陸自を守るための活動中に攻撃され、陸自は何もできなかった事例だ。

「国際活動に参加できる組織ではない」とともに活動する相手として信頼できない」

陸上自衛隊を守るために任務についている豪軍が攻撃されていても、何もせずに、「施設や拠点に引きこもり、傍観せざるを得なかった」自衛隊なのです。豪軍が自衛隊を酷評するのは至極当然です。【集団的自衛権 第1部 欠陥法制(2)】「サマワの現実、傍観した自衛隊に『信頼できない』豪軍酷評、中国軍は強気に」、産経ニュース、2014年3月18日。<<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/140318/plc14031808060004n1.html>>

80 佐瀬、前掲脚注5、54頁。

81 エマヌエル・カント『永遠平和のために』岩波文庫、宇都宮芳明訳、1985年、46頁。

球防衛のためでも自国に留まって何もしないでいるのでしょうか。まさに、集团的自衛権の基になるものは、他者への「一体化」を通して「自己」を展開的に拡大して、集团的自己として拡大された主体を形成するものなのです。<sup>82</sup> 政府の統一見解は、必須条件であるその「一体化」を否定するものなのです。2004年1月に秋山収内閣法制局長官は、「自国」と「外国」とを峻別した法制局独自の「集团的自衛権」の概念を以下のように端的に言明しています。

お尋ねの集团的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがって、従来、集团的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。<sup>83</sup>

現在論じられている「集团的自衛権」の論理は根本的にその基本概念が間違っているのです。「自己同一認識」の展開的拡大は別に新しい概念ではなく、上述したように、日本の刑法でも第36条は正当防衛として、急迫不正の侵害に対して、「他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為」は違法性阻却事由としているし、第37条でも、緊急避難の対象として「他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため」と、

他人と共に危機感を共有して「一体化」するからこそ、惻隱の情に動かされて自己以外の他人の利益の防衛・保護をする行為を対象にしているわけなのです。したがって、『防衛白書』で記述すべき形容句は、より積極的に「あたかも自国が直接攻撃されたものと同等とみなして」と書くべきであって、否定的な「自国が直接攻撃されていないにもかかわらず」ではないはずです。残念ながら内閣法制局の「自己同一認識」の「自己」に対する理解が、日本の刑法ですら採っていない理解に基づく旧態依然とした硬直した理解に基づくものです。その理解は「自己」を一人の個人又は一つの国家のみに限定したハンス・ケルゼンの亡霊に取り憑かれているからです。<sup>84</sup>

## VI. 狭小な組織の論理を超えて—「理性の公的利用」のすすめ

1960年3月31日参議院予算委員会で林修三内閣法制局長官は秋山長造議員の質疑に対して以下のように答弁していました。

自国と密接な、たとえば歴史的あるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他国が武力攻撃を受けた場合に、それを自国が武力攻撃を受けたと同様に考えて、その他国に出かけて他国を守る、そういう意味のものがまあ五十一条で集团的自衛権の行使として国連憲章違反でない、かように考えられておるわけでございます。こういう意味が集团的自衛権としては実はあるいは典型的な表現かかわりませんが、こういうのは日本の憲法のいわゆる自衛権が認められているという範囲には実は入らないのじゃないか、こういう考え方が実は私どもの考え方であります。<sup>85</sup>

82 McDougal & Feliciano 前掲脚注15、244-253頁。

83 第159回国会 衆議院予算委員会 第2号、2004年(平成16年)1月26日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/159/0018/main.html>>

84 Hans Kelsen, *The Law of the United Nations* 792 (1950). 中村、前掲脚注2、218-221頁参照。

85 第034回国会 参議院予算委員会 第23号、1960年(昭和35年3月31日)[太字の強調は私の手による]。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/034/0514/main.html>>

この発言には、現在の政府統一見解で示す「自国が直接攻撃されていないにもかかわらず」という表現よりも、より「集団的自己」への認識があるようにも見えますが、結局は、その「集団的自己」を形成する「自己同一認識」の拡大を否定しているのです。これが集団的自衛権の行使を否定する核心問題なのです。そこに内閣法制局の解釈の最大の矛盾が存在しているのです。

日本が集団的自衛権を「保持している」ということは、自己同一認識を拡大した「集団的自己」を認識し持つことに他ならないのです。そしてその拡大された自己を防衛する権利こそが集団的自衛権なのです。その集団的自衛権を保持しているのですから、防衛すべき対象は「集団的自己」なのです。すでに個別自衛権の行使は違法性阻却事由を満たすことにより容認されており、「武力の行使」は違法ではないわけです。内閣法制局の解釈は、憲章第51条で「いわゆる違法性阻却という理由で書いてあります部面」、つまり「一国が、自国と歴史的あるいは地理的あるいは民族的に密接な関係のある他国が武力行使された場合に、それを武力をもって援助することもまた国際法的には認められる、国連憲章上違法な戦争ではない」<sup>86</sup> という部面を問題にしてきたのです。林修三氏は「こういう部面にまで、日本において自衛隊が、たとえば日本が他国に行って武力を行使するという意味の集団的自衛権の行使は、これはできない」といいます。<sup>87</sup> これでは元の木阿弥です。集団的自衛権を認めるということは一つの自己を越えて「自国と歴史的あるいは地理的あるいは民族的に密接な関係のある他国」との自己同一認識を確立して「集団的自己」という「主体」となることが国際慣習法で認められているわけですから、その事実

を受容することなのです。日本もその「集団的自己」を護る集団的自衛権を認めていることが基本なのです。内閣法制局の論理はその国際慣習法で認められている基本概念を否定するものなのです。<sup>88</sup>

国際慣習法で認められ、国連憲章第51条に組み入れられている「集団的自衛権」を日本が保持していることは確認されています。その基本概念である「自己同一認識」の下で「自衛のため」を理解すれば、「自衛」の「自」は「自国と密接な関係にある外国」とも「一体化」した発展的に拡大した主体である「集団的自己」としての自国と同じものとみなすべきなのです。同じように、国連の安保理の決議に基づく武力の行使を伴う制裁措置や平和維持活動に関しても、「一体化」すべき対象が「国際的平和及び安全の維持」に対して第一義的な責任を持つ安保理の決議に基づく行動であり、自国が直接的な当事者である「国際紛争を解決」するために「武力」を行使するのではないことは明白です。この様に「武力の行使」の「一体化」の対象が合法であり、その合法適切な活動を遂行する主体との「一体化」は、国際協調主義を主唱する日本にとって、まさに「当然の法理」を適用すべきなのです。それなのに、どうして積極的に捉えるべき「一体化」を、内閣法制局の「一体化」否定論は武力行使を伴う活動だけでなく、その活動を遂行する主体との「一体化」までも違憲だと大なぎなたを振り下ろすのでしょうか。

簡単にいえば、内閣法制局の解釈は、憲法第9条では、「武力行使」の目的として「自衛のための」つまり、単に自分の国だけの防衛を超えるものは許されていないという、表面的な硬直した論理が導く「一体化」否定論なのです。これも「非武装

86 前掲脚注85。

87 同上。

88 豊下教授は、前掲脚注1、8頁で自国対外国の二元論に立ち内閣法制局の論理をさらに一步進めた「本来であれば、憲法九条の下においては自国が武力攻撃を受けた場合であっても自衛権の行使に“制約”が課せられている以上、他国に対する武力攻撃の場合に自衛権の行使が認められるはずがない」という論議を述べている。

平和主義」の呪縛から解放されずに、アプリアリな「自衛力限定論」と同じ線上にある「一体化」否定論なのです。安保理の決議に基づく集団安全保障の維持に必要なPKO活動や制裁措置に関しても、秋山収内閣法制局第一部長は、1998年5月に衆議院安全保障委員会で以下のように平然と答弁していました。

我が国の憲法第九条は、国際紛争を解決する手段としての戦争あるいは武力による威嚇、武力の行使を我が国の行為として行うことを禁じているものでございます。それで、国連の決議に従って我が国が武力の行使を行うという場合でありましても、我が国の行為であることには変わりがございますので、このような行為は憲法九条において禁じられるというふうに考えているわけでございます。

それから、集団的安全保障措置に関しましても、これは国際紛争を解決する手段であるということには変わりがないのでございますから、このような措置のうち、武力の行使等に当たる行為につきましては、我が国としてこれを行うことが許されないというふうに考えているわけでございます。<sup>89</sup>

このような論理は組織の先例や解釈の一貫性を国益よりも大事にするという自己保全の論理である以外の何物でもないのです。カントがそんな論理を『啓蒙とは何か』で「理性の私的使用」だと戒めています。<sup>90</sup> そういう人こそ、カントの「自分自身の悟性を使用する勇気を持って！」と叱咤激励したことを想起すべきでしょう。<sup>91</sup>

『戦後政治にゆれた憲法九条—内閣法制局の自

信と強さ』を上梓した中村明氏によると、内閣法制局幹部は、憲法第九条第1項によって禁じられた武力の行使は許されないが、「九条一項が禁止していない武力行使があるとすれば、そのようなものは許される、との解釈の余地は残っている」という話を記しています。<sup>92</sup> 既に過去68年の間に「非武装平和主義」を裏付ける「武力なき自衛権」という憲法解釈から「戦力に至らぬ範囲内の自衛力」を経て、現在の「自衛のための必要最小限の実力」に至るまで、内閣法制局の解釈の変遷を吟味すれば、<sup>93</sup> 現在の内閣法制局の解釈もこの拙論と同じような「自己同一認識」の展開的拡大としての「集団的自己」解釈に移り変わることが出来るはずなのです。<sup>94</sup> 憲法第九条の解釈に限らず、かつてそのような真逆な解釈を創りだし、先例を覆すこともあったのです。端的な例は「自衛官は文民」という解釈が180度転換して「自衛官は文民にあらず」という解釈に変更されたのです。<sup>95</sup>

今、内閣法制局に求められるのは、組織の「しきたり」、「伝統」、「先例」、「上司の意向・指示」などに縛られずに、国の利益を憲法の前文にある如く「自国のことのみ」に専念して他国を無視することなく、日本の安全保障をグローバル化した国際社会の重要な一員として考える「理性の公的使用」<sup>96</sup> を実践することであると思います。まして、佐瀬昌盛教授の分析にあるように内閣法制局の現行の解釈が、すでに日本が締結した条約で、日本が主権国家として国際法上の集団的自衛権を保有していることを確認しているために、その事実をそのまま受け入れ、また同時に理不尽な限定的な定義を当時の政治状況に合わせて設定してその行

89 第142回国会 衆議院安全保障委員会 第10号、1998年(平成10年)5月14日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/142/0250/main.html>>

90 イマヌエル・カント『啓蒙とは何か』岩波文庫、篠田英雄訳、1950年、10-11頁。

91 同上、7頁。

92 中村、前掲脚注2、334頁。

93 浦田、前掲脚注24、222-326頁参照。

94 産経ニュース「内閣法制局長官、憲法解釈変更の前例に言及 集団的自衛権行使容認へ布石か」2013年11月2日参照。<<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/131102/plc13110200330000-n1.htm>>

95 第048回国会 衆議院予算委員会 第21号、昭和45年5月31日。<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/048/0514/main.html>>

96 カント『啓蒙とは何か』、前掲脚注90、10頁。

使を否定した、<sup>97</sup> という「後だしジャンケン」<sup>98</sup> であり、村田良平氏が言うように「本来の法制局の解釈は、55年体制の下で野党の勢力がかなり大きかった時代の国会対策として出され、その後は単に法制局の『面子』の問題となっているだけだ」<sup>99</sup> とするならば、現行の解釈を「自衛官は文民」という解釈と同じように覆すことは難しくはないはずです。「集团的自己」として他者に一体化することは刑法でも、国際法でも容認されていることであり、論理的になんら不自然な解釈ではないのです。まして、現政権の圧倒的支持があります。そのためにも、中村明氏がいうような「内閣法制局は無謬性を前提に成立する」<sup>100</sup> などという馬鹿げた誇りはさっさと捨て去るべきだと考えます。

## VII. 「一体化」のための「自己」の確立

憲法前文では「自国のことのみ」に専念して他国を無視してはならないことを、「普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務である」と高らかに宣言したのです。グローバル化が進めば進むほど、相互依存の度合いは高まります。他者との感情、嗜好、期待、不安などのへの同調、考え方、生活様式、情報、交通・通信手段などの一様化など他者との一体化がさらに進行しているのです。一体化を通しての自己の展開的拡大としての「集合的自己」又は「集团的自己」は、自己を否定して他者にべったりと癒着することではないのです。他者と一体化した集团的自己とは、自己の

確かな主体としての認識が存在することによって自己を他者へと映し出すものと、映し出たものが同一であるように現れることです。<sup>101</sup> 自己の確立の基本になるべきものは自由な個人なのです。カントも、「すべての戦争が永遠に終結する」のを目指すために、「ある国家そのものの自由と、それと連合したほかの諸国家の自由とを維持し、保障する」自由な国家間の連合を提案したのでした。<sup>102</sup>

では、具体的に日本の安全保障政策を合理的なものにするには何をすべきでしょうか。自由な国としての自己の確立のために、日米関係の積極的な再検討だと思います。「積極的な再検討」ということが意味することは、敗戦後今まで続いてきた米国への依存、追従などに象徴される日本の対米政策の対応の仕方を積極的に見直すことです。つまり、米国は日本の最重要な同盟国であることという認識は変わらなくても、日本と米国との間にはそれぞれ違った利害関係を形成する分野がそれぞれの第三者との関係において出てくるという認識です。その根本的なところにあるものは、一人の個人はユニークなもので、他の人はいくら親しい人であっても、その人とは違った個性・要求などを持っているという認識です。その異なった個性をお互いに認め合うことこそが、一人の人の尊厳を敬うことなのです。そこから初めて人と人との平等な人間関係を創りだすことが出来るものと考えます。<sup>103</sup>

1945年の敗戦以降、日本の安全保障はすべて戦勝国米国の主導の下に調えられてきました。もちろん、日米双方共に、お互いに利用し、利用され

97 豊下、前掲脚注1、7頁：「ベトナム戦争の泥沼化に加えて、集团的自衛権がきわめてダーティなイメージを国民世論に与えている状況において、政府としても第九条を前面に掲げて集团的自衛権の行使を明確に否定する必要があるのである。」

98 佐瀬、前掲脚注5、237頁。

99 村田、前掲脚注25、295頁。

100 中村、前掲脚注2、73頁。

101 ヘーゲル『大論理学3』寺沢恒信訳、以文社、1999年、41頁。

102 カント『永遠平和のために』。前掲脚注81、45頁。

103 Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell & Lung-chu Chen, *Human Rights and World Public Order* 7 (New Haven: Yale University Press, 1980).

ることが、それぞれ自国の利益にかなうことだという認識があったからこそ、不均衡な二国間の関係がこれほど長く継続することができたものと考えます。その間、日本は米国に「依存」することに慣れ、米国は米国で、戦勝国としての要求が、何の文句なく敗戦国から受け入れられるものと考えられるようになったのも、ごく自然な成り行きであったのだらうと思います。長らく同じ政党が政権を握っていたこともあり、時が経つにつれ、日米二国間には奇妙な「甘えの構造」が形成されていったのです。米国側には「ジャパン・ハンドラーズ」と揶揄される国務省や国防省の現役やかつての対日政策担当者が存在しており、日本側には、その「ジャパン・ハンドラーズ」のカウンターパートである「親米ポチ」と揶揄される親米派の著名人が、政・官・財・産・学界のどこにでも存在しているのです。しかし、その両チームは対等な交渉相手ではあり得ないことは歴然としています。

不平等の関係、つまり基本的には「主従の関係」の上に成立する「互惠」関係としての「甘えの構造」は日本人にとってみれば解かりやすい、馴染みのある関係ですが、そこには、「主」の問題提起に反応して、出来るかぎり「主」の期待に沿うよう行動することが前提ですので、「従」の地位にいる者は自己主張が出来ないのです。敗戦後の対日政策の一環として積極的に導入された日米文化交流が創りだしたものは、いつまでもたっても変わらない米国への依存なのです。米政府・民間の

研究基金を通じて形成されてきた日本の学界のヒエラルキーやその恩恵を被ってきた師弟関係という内輪でのアメリカ仕込の知識・人脈の共有・占有を通じての影響力の増幅と地位の継承は、逆に対米批判を避け、米国の政策の支持に回ることになり、そのことにより米国への依存症がさらに深まるという「甘えの構造」を創りだす結果になっていったのです。<sup>104</sup> 依存症を温存させる環境の中で「従」である受益者はすべて「主」の考慮の枠の中で、「主」の思惑を先取りするように努めるのです。そこに「ポチ」といわれる所以があります。その典型的な例は占領状態をほぼそのまま踏襲して、「占領の残滓」と批判されている「日米地位協定」です。<sup>105</sup> 日米関係を根本的に規定しているこの「地位協定」が改正されない限り日米間に対等な互惠関係を構築することは出来ないことは明白なことです。基本的に今でも米軍は占領軍であるという意識を持っているのです。そのことを象徴しているのが横田空軍基地なのです。<sup>106</sup> 米国の軍人、軍属どころか議員、一般公務員など日本の出入国管理局や税関に関係なく自由に出入りしてきているのです。ですから、当時の駐沖繩米軍司令官ヘンリー・C・ストックポール中将は1990年3月に「誰も再軍備し、再起した日本など欲しない。だから在日米軍はビンの蓋なのだ」、と豪語できたのです。<sup>107</sup> まして、このような「理解」は米政府の最高レベルで共有されているはずで、1971年7月に、当時のニクソン政権で安全保障担当の大統領

104 その実態は大阪大学大学院の松田武教授が鋭利実証した『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー——半永久的依存の起源』岩波書店、2008年に詳しく分析されています。原本は、Takeshi Matsuda, *Soft Power and Its Perils* (Stanford: Stanford University Press, 2007)。2007年の第二次アミーテージ・ナイ報告書によると、日米安全保障関係は「最近まで”a security framework that compelled an inevitable junior-senior partnership”の下で運用されていたが、自衛隊のインド洋での活躍やイラク周辺への派遣などにより、日米関係を形作っていた安全保障のヒエラルキーを緩和するのに役立った」と述べています。Richard L.Armitage & Joseph S. Nye, *The U.S.-Japan Alliance: Getting Asia Right through 2020* (CSIS, Feb. 2007), at 19, available at <[http://csis.org/files/media/csispubs/070216\\_asia2020.pdf](http://csis.org/files/media/csispubs/070216_asia2020.pdf)>

105 琉球新報社「検証「地位協定」日米不平等の源流」高文研、2004年、36頁。

106 豊下楯彦『「尖閣問題」とは何か』岩波書店、2012年、90-92頁。

107 In 1990, then Major General Henry C. Stackpole, III, Commander of Marine Corps bases in Japan said, “No one wants a rearmed, resurged Japan, so we are a ‘cap in the bottle,’ if you will.” He continued to say: “none of Japan’s neighbors want a rearmed Japan, so if we were to pull out of the U.S.-Japan Security Treaty, it would be a destabilizing factor in Asia.” *The Washington Post*, March 27, 1990, at A14, A20. 駐沖繩米軍司令官ストックポール、「日米安保条約は、日本が再び軍国主義大国の途を歩まないための“ビンの蓋だ”」、村田良平『村田良平回想録 下巻』。前掲脚注25、292頁。

補佐官ヘンリー・キッシンジャーは、同じような主旨の話を北京で周恩来首相としていたのです。<sup>108</sup> キッシンジャーは周恩来に「我々と日本との防衛関係が日本に侵略的な政策を追求させなくしている」<sup>109</sup> と言い、「総理、日本に関しては、貴国の利益と我々の利益とはとても似通っています。どちらも日本が大々的に再軍備した姿を見たくはありません。そこにある我々の基地は純粋に防衛的なもので彼ら自身の再武装を先送りすることが出来ます」と主張していたのです。<sup>110</sup> そういう政府高官の「理解」は、疑いなく下部へと浸透しているはずで

まして、日米安保条約の下で、集団的自衛権を行使できないという法的拘束の下で、つまり日本は米国を護る義務がないのに、米国に護ってもらっているのだという認識を持つ米軍の兵士にとっては、「俺たちが日本を護ってやってんだ」という自負もあるのでしょうか。このような大きな政治的環境の中に20代そこそこの若者が沖縄に来るのです。海外で生活をするのが初めてかも知れないのです。あるいはイラクやアフガニスタンという戦地から来たのかも知れない。もしかして、平和な南国でほっとして、気が緩んだのかも知れない。それでも、当事者である兵士自身にとって最も良いことは、沖縄に来る米軍兵士の問

で世代から世代へと伝承されている「いいぞ沖縄は。『治外法権』があるからな」といういい話なのです。巷で通常「治外法権」と呼ばれているものはNATO諸国の地位協定に習い旧日米行政協定の時代と比べれば日米地位協定で改正されているのですが、協定第17条に規定されている日本側の「第一次裁判権」を自ら放棄する密約の存在が「従」の関係を持つ「甘えの構造」の実態を如実に示しています。<sup>111</sup>

2013年12月に、懸案の沖縄普天間基地の辺野古移設問題に対して沖縄の仲井真知事から地位協定の改正を求める要請が政府に出されたのです。この地位協定改正要請が沖縄の知事から出てきたというのが重要な事件なのです。<sup>112</sup> 当然、米国国務省は「米国は改定交渉を開始することに同意していないし、検討するつもりもない」と即座に突っぱねたのです。<sup>113</sup> 今まで外務省は、所謂「運用上の改善」ということで地位協定の文面は一切変更することなく済ませてきたのです。<sup>114</sup> この「運用上」の問題を処理するのが、地位協定第25条に基づいて設置された日米合同委員会なのです。ただし、外務省の機密文書である『日米地位協定の考え方』が説明しているように、「合同委員会の合意文書は、原則として非公開扱いとすることが日米間で合意されているので公表されないことになっている」と明記されているのです。<sup>115</sup> つまり、そ

108 "Memorandum of Conversation between Henry Kissinger and Chou En-lai on July 9, 1971, Document 34, at 40, available at <<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/nsaebb/nsaebb66/>> 『周恩来・キッシンジャー機密会談録』毛利和子・増田弘監訳、岩波書店、2004年、38-39、97、201頁。

109 『周恩来・キッシンジャー機密会談録』、同上、38頁。

110 同上、39頁。「我々の軍隊を日本から撤退させれば、あなたが心配する危険を増大させることになるでしょう」ともはっきり述べていたのです。同上、97頁。

111 前泊博盛編『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』創元社、2013年、143-154頁。  
琉球新報社編『外務省機密文書 日米地位協定の考え方 増補版』、高文研、2004年[以下「考え方」と称す]。NewSphere「在日米軍だけ処分が甘い? 性犯罪の3分の2が不起訴とAP報道」2014年2月10日。<<http://newsphere.jp/world/report/20140210/>> See also Yuri Kageyama & Richard Lardner, "Documents reveal chaotic military sex abuse record," AP, Feb. 9, 2014; available at <<http://bigstory.ap.org/article/documents-reveal-chaotic-military-sex-abuse-record-1>> See nearly 600 documents, obtained by the AP from the U.S. Naval Criminal Investigative Service through the Freedom of Information Act, of sexual assault cases involving U.S. military personnel at bases in Japan from 2005 to early 2013; available at <[http://hosted.ap.org/specials/interactives/\\_documents/military-sexual-assaults](http://hosted.ap.org/specials/interactives/_documents/military-sexual-assaults)>

112 産経デジタル・イザ、2013年12月18日。<<http://www.iza.ne.jp/kiji/politics/news/131218/plt13121822530027-n1.html>>

113 時事通信、2013年2月18日。<<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201312/2013121800140&rel=&g=>>

114 山本健太郎「日米地位協定の運用改善の経緯」、国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 766(2013.1.24)。<[http://dndl.go.jp/view/download/digidepo\\_6019604\\_po\\_0766.pdf?contentNo=1](http://dndl.go.jp/view/download/digidepo_6019604_po_0766.pdf?contentNo=1)>

115 『考え方』、前掲脚注111、209-210頁。

ここで審議され、合意されたものは全て「密室」の中で処理されているのです。米国との地位協定は疑いもなく占領政策の延長であり、実体はその前身である「日米行政協定」とほとんど同じものなのです。地位協定第27条は「いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる」と明記してあるのにも拘らず、協定発効後53年を経ても、改正すべき条文を棚に上げて、山積する問題を米国の意向を汲み取ることによって片付けるという外務省の考え方と態度・姿勢に如実に「従」の側から「主」の期待に沿うという「甘えの構造」が具現化されています。『日米地位協定の考え方』には「政府は地位協定の改正は考えていない」と強調されているのです。<sup>116</sup>

今回の沖縄知事からの要請と内閣・与党からの積極的な反応は前代未聞なのです。普天間基地の辺野古移設を成功裡に納めるために、出来るかぎり沖縄の要望を受け入れるという考えなのでしょう。仲井真知事をして、政府の沖縄振興策に関して「安倍内閣の沖縄に対する思いが、かつての、どの内閣にも増して強いと感じた」といわせるほどに、<sup>117</sup> 初めて、政府の心を配るべき対象が米国から沖縄に変わったのです。これも内閣に初めて縦割りの各省の権益を超えての政策作成を可能に

する「国家安全保障会議」という仕組みが設置されたからだと思います。<sup>118</sup> また「国家安全保障戦略」を初めて打ち出したことも、外国の基地が自国に存在することの善し悪しをも含む日本の長期的な国益の解明に寄与しているにちがいないのです。<sup>119</sup>

日米地位協定を見直すと言うことは必然的に日米安保条約の再吟味に結びつくと考えます。現在まで日米関係は絶えず共同歩調をとってきました。ただし、日本の対米協調に関する「日本の路線選択基準がつねに変わらず、『アメリカの世界戦略』という独立定数の変化に応じて変わる従属変数の位置から動こうとしなかったことも厳然とした事実」なのです。<sup>120</sup> 特に1995年2月の「ナイ・リポート」<sup>121</sup> から始まり、1996年8月の「日米安保共同宣言」<sup>122</sup> を経て、日米防衛協力のための指針の見直し(新ガイドライン)<sup>123</sup> と2005年の「日米同盟：未来のための変革と再編」<sup>124</sup> へと日米関係の変質は驚くべきものがあります。この変質は安保条約の微塵の改定もなくしてです。しかし基本的には、江藤淳氏が言うように、日本の軍事力は「あくまでもアメリカの世界戦略上の補完的軍事力であって、北東アジアの日本戦域における現地人を充当した地域的・戦術的部隊である、と規定されている」<sup>125</sup> というパラダイムはあまり変更が

116 『考え方』、前掲脚注111、212頁。

117 「仲井真知事、辺野古埋め立て承認を正式表明」、産経ニュース(2013年12月27日)。  
<<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/131227/plc13122715380017-n1.htm>>

118 ただし、軍事アナリストの小川和久氏によると「日本が外交と安全保障をきちんとする能力を持っていないことが辺野古案に現れている。辺野古案は外交安全保障の合格点には程遠い」といいます。Tomoko Nagano, 「普天間基地『腹案だった?』の移設案」とは、2014年1月27日、*Huff Post Politics* <[http://www.huffingtonpost.jp/tomoko/nagano/futenma%base\\_b\\_4671694.html](http://www.huffingtonpost.jp/tomoko/nagano/futenma%base_b_4671694.html)>「国家安全保障会議について」<[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ka\\_yusuki/dai6/siryoul.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ka_yusuki/dai6/siryoul.pdf)> 国家安全保障会議置法、2013年(平成25年)12月4日法律89号。<<http://www.houko.com/00/01/S61/071.HTM>>

119 <[http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/\\_icsFiles/afidfile/2013/12/17/20131217-1\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afidfile/2013/12/17/20131217-1_1.pdf)>

120 前田哲男『自衛隊—変容のゆくえ』岩波新書、2007年、32頁。

121 U.S. Department of Defense, *East Asia Strategy Review 1995*; available at <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19950227.01E.html>>

122 「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟、1996年4月17日。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/sengen.html>>

123 前田、前掲脚注120、34-64頁；田村重信、高橋憲一、島田和久『日本の防衛法制』内外出版、2008年、83-403頁参照。安保体制の「再定義」までの道程については、長島昭久『日米同盟の新しい設計図』日本評論社、2002年、16-18頁に詳しい。

124 「日米同盟：未来のための変革と再編」2005年10月29日。<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku\\_saihen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html)>

125 江藤淳『日米戦争は終わっていない：宿命の対決—その現在、過去、未来』文芸春秋ネスコ、1987年86頁。「日本はいまだに占領下に置かれている。日本が主権を回復しているといえない。アメリカの一部になってしまったか、卑しい属領のように見える。自衛隊は三島が楯で語ったように、アメリカの「傭兵」というだけでなく、アメリカの補助部隊となってしまう。実に、皮肉なことだ。」ヘンリー・S・ストークス『英国人記者が見た連合軍戦勝史観の虚構』祥伝社、2013年、151-152頁。

ないのが現実なのです。ソ連邦崩壊と共に幕を閉じた冷戦以降の著しい「日米同盟関係の深化」と言われるものは、「米国とともに行動することを約束している同盟国として評価されている」状況の下で、米国の世界戦略の枠組みの中でどれほど貢献できるかが共同防衛の目標値として提示されるのが実態なのです。<sup>126</sup>

現在の日本が置かれている国際環境を考えた時、特に尖閣諸島を取り巻く領有権の問題と集団的自衛権の行使に関する問題は、「同盟関係」が絶えず内包する二つの不安を喚起させるのです。一つは、武力攻撃が発生して援軍を必要としている時に、本当に同盟国が共同防衛に来てくれるのかどうか、という不安と、二つめは、同盟国の紛争に巻き込まれないかどうか、という不安です。<sup>127</sup> そのような不安を払拭するためには、日米同盟の絆が、逆に縛りにならないように、どこに日本の国益があるのか再確認すべきなのです。日本の戦略的行動範囲というものは、超大国米国が持つグローバルなリーチとは比較にならないものなのです。日本は日本としての独自の重要な国家的利害を持っており、その利害関係は米国のそれと合致する場合も、しない場合も、ありうることを認識すべきなのです。尖閣諸島の問題については、後述するように、<sup>128</sup> どのように米国によって創られて来たかが、矢吹晋横浜市大名誉教授の手により最近克明に分析されました。<sup>129</sup> 集団的自衛権の行使の問題に関しても、議論が一方向的に米国のためという固定概念の下で進められているように見えます。村田良平氏の以下のような見解が適切なもの

のだと思います。

法律的には米国といった密接な関係にある国との間に限られるものではない。

現実には権利の行使はまず米国との間で行使されるであろうが、この権利を行使する対象は特に同盟関係にある国という限定もない。要するに日本の自衛力は広義の自衛上の必要があれば、いかなる国の自衛力を支援するためにも行使しうる。ただし政策的にはその行使の様子は慎重であらねばならない。<sup>130</sup>

同盟とは「騎士と馬から成る」と久しくいわれています。この名言はビスマルクが残したものだといわれています。村田氏は「ビスマルクのドイツ帝国も騎士であって、同盟国をもっぱら馬として利用したし、日独伊三国同盟でも、ヒトラーはドイツは騎士で、日本とイタリアを馬として利用したかっただけだ。日米同盟もこの点は基本的にはまったく同様なのである。騎士たる米国に、日本の領土にある基地も、自衛隊も、いよいよ利用され続けている」と述べています。<sup>131</sup> 日米二国間の力関係を考えてみれば、「米国が騎士であり、日本が馬であることもやむを得ない」ことかもしれない。<sup>132</sup> 村田氏が「しかし、日米の完全な平等はありえないとしても、より日本側の発言力が増大して当然である」<sup>133</sup> ならば、なぜ、列挙された日本の同盟関係から日英同盟が欠落しているのでしょうか。

日英同盟における同盟国としての日本は主体性があつたのです。たとえ「馬」の役割を果たしている時でさえ、自らの意思と馬力で日英同盟に乗り

126 西原正・土山實男監修/(財)平和・安全保障研究所編『日米同盟再考』亜紀書房、2010年、23頁。

127 同上、31頁。

128 後掲脚注154-192に係わる本文の文脈参照。

129 矢吹晋『尖閣衝突は沖繩返還に始まる一日米中三角関係の頂点』花伝社、2013年。<<http://www8.big.or.jp/~laohuhui/tora/china.pdf>>

130 村田、前掲脚注25、295頁。

131 同上、287頁。近頃、同盟関係を「騎士と馬」との関係に喩える話が谷内正太郎元外務次官・現国家安全保障局長の『中央公論』(2010年9月号)の論文が種元といわれていますが、本当は、1987-89年に外務次官を勤めその後駐米、駐独大使を歴任して退任した村田良平氏のこの著書だと思えます。

132 同上、289頁。

133 同上。

て第一次世界大戦に参戦したのです。あえて言えば、騎士たる英国の手綱を振り切っています。勿論同盟国英国からの参戦の要請はありました。ただし、日本の中国における権益の拡大に繋がることを恐れた英国は、主に極東と西太平洋に参戦地域を限定しようとしたのです。日本はこれに対して、参戦地域を限定することは無理であると反対し、折衝の結果、参戦地域は限定を設けないことに落ち着いたのです。それどころか、陸軍は再三のヨーロッパ戦線への派兵の要請を拒否、海軍はバルト海への派遣やダーダネル海峡封鎖作戦への参加をも拒否したのです。それでも海軍は太平洋、インド洋と地中海での護衛・救助活動で大活躍をしたのです。さらに、欧州戦線への派兵拒否と海軍による主要戦艦や巡洋戦艦以外の艦艇の派遣についても緻密な事後の国際情勢を見据えた冷徹な国益の追求を考慮しての結論でありました。<sup>134</sup> その結果、日本の国際的地位の「騎士」としての興隆に対して危惧をいだいた米国が日英同盟を解消させ、その代替として出したのが実質上の意味がない「四カ国条約」と「九カ国条約」という「実体のない国際協調という約束」だけだったのです。<sup>135</sup>

同盟関係は人馬一体であるべきなのです。騎士は馬を乗り換えることができるし、馬は騎士を振り落とすことも出来るのです。お互いの主体性を認め合うことによって同盟関係は成立するのです。それに比べて、現在の日米同盟は“Show the flag!”や“Boots on the ground!”などと恫喝されておどおどするような主従関係にあるのが実態なのです。<sup>136</sup> 1960年に新安保条約が締結されてす

で53年を経ています。旧安保条約の改定には10年の歳月すら必要としなかったのです。旧安保条約から始まる日米安保体制は戦勝国の敗戦国の占領の延長であったことは否定できないのです。今こそ、徹底的に日米安保条約を全面的に改正するか終焉させる方法を真剣に検討すべきだと考えます。<sup>137</sup> すでに米国側からも「日米政治指導者は、いまある同盟関係のほか、実はいろいろオルタナティブがそれぞれについてあるということを認識しておくべきだ」と公言しているのです。<sup>138</sup>

2000年の第一次アーミテージ報告では米国と英国との「特別な関係」を「日米同盟のモデル」と考えているとしています。そして日本が集団的自衛権の行使を禁止していることが「同盟国間の協力にとって制約」となっていると指摘しています。<sup>139</sup> 勿論、日米同盟が米英間の「特別な関係」になるように日米同盟の非対称性を矯正するための「集団的自衛権」の行使の認容を迫ることであれば、その前に、「非対称性」を創りだした根本にある日米関係の「主従関係」を正すことが必要なのだと考えます。安保条約と地位協定の見直しと同盟国としてどのように主体性をもって日米同盟関係に対応するのか、日英同盟に対していかに日本が対応していたかを再検証することにより、日本の主体性がどのように打ち立てられてきたのか学ぶことができると考えます。

## VIII. 日本の国益と米国の国益との間にある日米同盟国としての共通利益

日米同盟国は、お互いに同盟国としての共通利

134 永井換生「第一次世界大戦における欧州戦線派兵要求と日本の対応」『戦史研究年報』、防衛研究所、平成10(1998)年、創刊号、9頁を参照。<<http://www.nids.go.jp/publication/senshi/pdf/199803/05.pdf>>

135 ジョン・アントワープ・マクネリー原著/アーサー・ウォルドロン編著『平和はいかに失われたか—対戦前の米中日関係—もう一つの選択肢』北岡伸一監訳/衣川宏訳、原書房、1997年、28頁。

136 豊下楯彦『尖閣問題』とは何か。前掲脚注106、199-202頁。

137 村田良平『何処へ行くのか、この国は』ミネルヴァ書房、2010年、132-135頁。

138 谷口智彦編訳『同盟が消える日—米国発衛撃報告』ウェッジ、2010年、84頁。

139 米国防大学国家戦略研究所(INSS)特別報告書(第一次アーミテージ報告)、「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて」、2000年10月、5頁。<<http://www.masrescue9.jp/armitage%202000.pdf>>

益があることは確かです。しかし、個々の国家を考えれば、日本と米国との間には著しい違いがあります。日本文化とアメリカ文化、島国の中にずっと生まれながらに育ってきた国民と大陸の新天地に外からの移民として新しい国を創ってきた国民、その異なった生活様式から出てくる考えかたの違いなどは、容易に気づくことです。日米同盟関係は当然の事として、そのような違いを認識したうえで、人間一人ひとりの個人としての価値と尊厳と、その人の選択の自由を尊重し、お互いに認め合うという基本的人権を尊重するという価値観を共有しているという認識です。そのような共通認識がお互いの社会構造、経済組織、政治体制などにも、強く根付いており、護るべき共有された価値として民主主義、自由経済、基本的人権などという概念と実践の中に表現されているからです。<sup>140</sup>

同盟関係ですから、端的に言えば日本の対外政策を遂行するのに米国の持つ力を利用するために同盟を結ぶわけです。もちろん、米国も同じことを考えているわけです。同盟関係はその当事国間の関係を法的に拘束することになりますので、目的と期限などを限定して双方の政策目的に対する期待が一致することにより同盟関係は成立するのです。日米同盟といっても、基本的には日米安全保障条約が素になっていますし、<sup>141</sup> その最初の期限は10年間だったのです。最近では安保条約は恒久的に継続するような前提で話をしますが、厳密に言えば、今、安保条約は一年ごとに自動的に更新されているのです。現在の安保条約はその第10条に以下のように規定されています。

この条約は、日本区域における国際の平和

及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。<sup>142</sup>

日本が近代国家として最初に結んだ同盟関係は1902年に調印された日英同盟です。あれほど日本の国際社会進出を援け、その地位を確かなものにする努力に最大の貢献をしたのが日英同盟だったのです。それほど大事な同盟関係も、その重要性ゆえに、米国は第一次世界大戦後の日本の勢力拡大が米国の「門戸開放政策」に障害になるものと見なし、日英同盟の解消に動いたのでした。当時、東アジアにおける「アメリカ外交活動の最大の目的は、経済発展を予測される中国との通商上のシェアについて、アメリカの権利を完全な形で確保すること」だったのです。<sup>143</sup> 1921-1922年のワシントン会議こそ、その米国の政策を最大限に具現化するものでした。米国は対日戦略のためにワシントン会議を通して日英同盟を1923年に失効せざるを得ないようにしむけたのでした。<sup>144</sup>

沖縄返還交渉の際に佐藤首相の隠密特使としてヘンリー・キッシンジャーと交渉を重ねた若泉啓京都産業大学教授は、1994年に上梓した『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』<sup>145</sup> の英語版序文に以下のことを記しています。

いかなる国と国との関係も、当然のことではあるが、不変で永久ということはありえな

140 「世界人権宣言」1948年12月10日国連総会で採択。<<http://www.amnesty.or.jp/human-rights/music-and-art/passport/udhr.html>>

141 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約、1951年9月8日[太字は私の手による]。  
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/jyoyaku.pdf>>

142 同上。

143 ジョン・アントワープ・マクネリー原著/アーサー・ウォルドロン編著、前掲脚注135、97頁。

144 同上。

145 若泉啓『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文芸春秋、1994年。

い。個人間の友情とは異なるのだ。戦後今日までいわば情性で維持されてきた日米安保条約を中核とする日米友好協力関係を、徹底的に再検討することは、不可避である。そのような再検討は、必ずや両国の長期的且つ基本的な目標と考え方の再定義を引き出すはずであるし、日本国民をして、(アジアやその他の世界の利益や米国の利益のためにも、)日本の理想と国益を普遍的な見地からはっきりと且つ確信をもって的確に表現することを必要とすることになる。<sup>146</sup>

ここで肝心なことは、「日本の理想と国益を普遍的な見地から」設定することであって、そのためにも同盟関係は不変ではありえないのですから国際社会の現状と展望を見据えて日米関係を徹底的に再吟味すべきだということです。言うまでもなく、日米両国、それぞれの地理上の物理的且つ戦略的行動範囲は比較にならないほど差があります。世界の七つの海のどこにでもいつでも航空母艦を展開できる国とは、自ずからそれぞれの国益が一致しない領域が発生するのが自然なのです。<sup>147</sup>

日米関係は歴史的に絶えず米中関係に影響を受け、悩まされて来ました。日・米・中三国の共通項は、米国なのです。米・日関係と米・中関係の競合関係が日・中関係に投影されるのです。<sup>148</sup> 1971年に青天の霹靂として起きたニクソン・ショックを忘れた人はいないでしょう。今、日中問題に対して米国の対応の仕方に日・中間に微妙な違いが表面に現れています。2013年11月に

設定した中国防空識別権に対して、日本はそれを受け入れがたいとして撤回を求めているのに対して、米国は。防空識別圏自体には問題がないのだが、その設定のプロセスに問題があるとしており、撤回を求めているわけではないのです。さらに、米国の民間航空会社が中国当局へ飛行計画提出を容認しているのに対して日本は容認していないという違いが存在しています。<sup>149</sup> 明らかに、日本の防空識別圏と中国の防空識別圏とが一部重複している当事国日本の利害関係と物理的に離れている米国の利害関係とは違いが出て当然なことです。それどころか、後述するように日本の防空識別圏と中国の防空識別圏とが重複する領域は尖閣諸島であり、その領有権に関して「中立の立場」をとる米国にとって、対中関係を悪化するような要求はするはずがありません。<sup>150</sup>

『平和はいかに失われたか』にジョン・アントワープ・マクネリーの手による「極東情勢の展開とアメリカの政策」というメモランダムが収録されていますが、その中でワシントン会議が鋭利に分析されています。<sup>151</sup> その本の編者であるアーサー・ウォルドン教授が、日英同盟の解消は、「英国のアジア政策というよりは、英国の対米政策であったとする方が適切であろう」という非常に興味深い評価を下しています。<sup>152</sup> そこで、日本の国益を考えるために一つの頭の体操として、このウォルドン教授の評価を「日米同盟」に転化してみましよう。すると、現在日本が直面する問題が浮き彫りに成って見えてきます。日米同盟は、中国

146 Wakaizumi Kei. *The Best Course Available: Personal Account of the Secret U.S.-Japan Okinawa Reversion Negotiations* 25 (University of Hawaii Press, 2002).

147 豊下楯彦「集団自衛権とは何か」。前掲脚注1、79頁：「日本と米国との間で国際情勢の認識において相容れないことがあろうし、両国間において国益概念が相違することがあるという、パワーポリティクスからして、“常識”に属することです。」

148 松本憲一『日本の失敗—「第二の開国」と「大東亜戦争」』岩波現代文庫、2006年、23頁：「アメリカの『対支二十一カ条の要求』に対する不同意というのは、それを認めればアメリカの中国における利権は失われてしまう、中国での機会均等を断固として要求する、という帝国主義的な論理であった。しかし、にも拘らず、日米の帝国主義の相克はこの『対支二十一カ条の要求』に発端があったことは、ここで確認できるだろう。昭和の大東亜戦争という名の日米戦争には、その根底に中国問題がひそんでいるのである。」

149 ブルームバーグ「民間航空会社への対応で日米に相違—中国の防空識別圏で」、2013年12月2日。  
<<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-MX61266K50Y601.html>>

150 後掲脚注158-163と179-190に係わる本文の文脈参照。

151 マクネリー/ウォルドン。前掲脚注135、91-105頁。

152 同上。

にとっては眼の上のたんこぶと考えており、両国の間に楔を打ち込もうとしています。中国は再三米国に対して米中の新しい「大国」関係を構築するようにはたらき掛けているのです。いつ米国が対中関係の認識を変えていくかは、中国と手を組むほうが米国にとってより大きな利益になると考える時でしょう。その一つが、電撃的なニクソン訪中であったのです。つまり日米安保条約の終結は、米国のアジア政策というよりは、米国の対中政策によって起こり得るものなのです。

かつての中国の広大な市場としての重要さに加え、いまや世界経済を牽引する「世界の工場」としての中国と、さらに益々力を増大してきている軍事大国としての中国とに対して、米国は経済力第2位の中国を必要としているし、米国と対峙するように成長した軍事大国である中国との大国同士の相互理解を深め相互の「行動規範」を作り上げる必要があることを充分認識しているはずです。2014年から中国海軍は米海軍が主催する最大規模のリムパック(環太平洋合同演習)に招待されているのです。<sup>153</sup> そこに日米の対中国観に、既に大きなずれが出ています。

米国の尖閣諸島問題に対する立場を考えてみましょう。尖閣諸島が日本の領土であることは国際法上疑いがないのです。米国側もこのことは充分承知のことなのです。『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙は2013年11月1日の「逆戻りする尖閣諸島」と題した社説で「米国は第二次大戦後に日本から尖閣諸島を取り、1970年代初期に返還したことによりアメリカにとっては尖閣諸島に関

する主権問題は事実上片がついている」と明らかにしているのです。<sup>154</sup> さらに、「オバマ政府が尖閣諸島は日本のものだということをもっとはっきりさせれば、北京はずっとおとなしく矛を収めるであろう」と述べたのです。そもそも尖閣諸島の領有権問題はニクソン政権によって創りだされたものなのです。ニクソン再選のための「南部戦略」といわれる選挙運動の要になっている南部の諸州の主要繊維業界の支持を確保するのに重大な障害となって浮上してきたのが、日本、韓国、香港、台湾(当時は中華民国といわれていました)からの膨大な繊維品類の米国への輸出量なのです。台湾との繊維交渉は暗礁に乗り上げ行き詰まってしまったのです。この繊維問題を解決する唯一の方法は、当時のケネディー繊維問題交渉担当特使によれば、沖縄返還協定の下での尖閣諸島の日本への返還を保留することだということです。<sup>155</sup> これに対して、ニクソン大統領は、ケネディー特使の求める決定は出来ないことを伝え、琉球諸島は返還するが、施政権のみで、領有権に関しては中立な立場をとるという米国の尖閣諸島に関する最終的な決断となりました。<sup>156</sup> 1971年6月7日にケネディー特使は米国の決断を蔣経国に伝えた時、蔣経国から尖閣諸島の最終的な地位は未定であり、関係当事者すべてにより解決されるべきものである、ということ沖縄返還協定を署名するときに断言して欲しいと依頼されたのです。<sup>157</sup> そのときに台湾側から出てきたのが、尖閣諸島の内、久場島(中国流名称「黄尾嶼」)と大正島(中国流名称「赤尾嶼」)を米軍の射撃・爆撃場に新たに指定するよ

153 「中国が軍事演習リムパックに初参加へ 政治的意義を重視」、News Searchina、2013年3月27日。

<[http://news.searchchina.ne.jp/disp.cgi?y=2013&d=0327&f=politics\\_0327\\_011.shtml](http://news.searchchina.ne.jp/disp.cgi?y=2013&d=0327&f=politics_0327_011.shtml)>

154 The Senkaku Boomerang : Japan needs U.S. support against Chinese bullying, Wall St. J., Oct.31, 2013;

<<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702303618904579167072391869280>>

155 Doc. 133. Memorandum From the President's Assistant for International Economic Affairs(Peterson) to President Nixon, June 7, 1971, para. 3(c); *Foreign Relations of the United States, 1969-1976*, Volume XVII, China, 1969-1972, Document 133; available at <<http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/d133>>

156 矢吹、前掲脚注129、30頁。<<http://www8.big.or.jp/~laohuhui/tora/china.pdf>>

157 同上、31-32頁。See also Doc. 134. Backchannel Message From the President's Assistant for International Economic Affairs(Peterson) to Ambassador Kennedy, in Taipei, June 8, 1971, fn.6, *Foreign Relations of the United States, 1969-1976* Volume XVII, China, 1969-1972, Document 134; available at <<http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/d134>>



問題」は沖縄返還という重大な成就せねばならない課題への横槍として突然でできた話であって、米国は尖閣諸島の領有権を交渉できるような相手ではなかったのでしょうか。

ここで、この「施政権」と「領有権」の分離というものが一体何を具体的に意味しているのか再確認しておきましょう。敗戦により日本は占領されました。第二次世界大戦以前の敗戦国はその領土を戦勝国に併合されたり、分割されたりして領土の一部又はすべてを失ったのが一般的なことでした。それが、第二次世界大戦後は、英国(ウインストン・チャーチル)と米国(フランクリン・ルーズベルト)による大西洋宣言で謳われた「領土の拡張意図の否定」や「領土変更における関係当事国の人民の意志の尊重」の原則や国連憲章の「領土保全に対する武力の行使に禁止」原則などにに基づき、新たな領土の獲得・拡張は一部の例外を除きほとんど発生していなかったのです。従って、戦闘終結後に引き続き起る軍事占領は、ある一定の国際的承認の下で占領統治という新たな形態を採ることになりました。ドイツも日本も連合国の権威の下に占領統治がおこなわれたわけです。最近の例で言えば、イラク戦争終結後の占領統治です。<sup>165</sup> 占領統治はどのような場合でも、被占領国の領土の一部が占領国の領土として接収あるいは併合されない限り、敗戦国の主権の一部である自国の領土の領有権が占領統治国に移譲するということはありませんでした。つまり、国家主権の一部である国家の領有権は被占領国が行使できなくても保持するわけです。もっと、身近な話をすれば、ある土地の所有者たる地主は、その土地の一部を貸し出したとしても、その土地の所有権が借り手に移譲しないのと同じなのです。占領国である米国は1951年の講和条約の発効に従い、日本国

に「施政権」、つまり独立国としての統治権を返還したのです。日本の本土が占領統治下に置かれていた時に「潜在主権」という概念が使われなかったのは、敗戦国としての占領状態が継続していたからです。そのような状況のもとでは、当然の事として、非占領国の領土が戦勝国の領土に併合されない限り、領有権は被占領国に残っているわけです。

沖縄の場合は、全く異例なのです。日本の領土で激戦が戦われ、多大な戦死者を出した一大戦場でした。まして沖縄の戦略的重要性に鑑み西太平洋・東アジアにおける安全保障の最重要な要という認識が深まったのです。かつてマッカーサー元帥が主唱した日本の「非武装・中立」構想は沖縄の完全な要塞化を前提としてきたということは周知の事実です。<sup>166</sup> 冷戦がさらに激化するにつれ、沖縄を米軍の占領下にそのまま残すことを決定したことが、講和条約の第3条に規定されたのです。そもそも敗戦国が戦勝国と結ぶ講和条約ですから、戦勝国の軍隊が講和後も居残るということは通常であればあり得ないことなのです。講和条約第3条は以下のように規定されています。

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。<sup>167</sup>

この条文で肝心なのは、「このような提案が行

165 国連安保理決議1483(2003)、2003年5月22日。<<http://www.uncc.ch/resolutio/res1483.pdf>>

166 坂本一哉「日米同盟の絆」有斐閣、2000年、10頁。豊下「集団的自衛権とは何か」前掲脚注1、225-226頁。

167 サンフランシスコ平和条約(日本国との平和条約)、第3条。

<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19510908.T1J.html>>

われ且つ可決されるまで、」という条件です。何故ならば、この第3条で考えられているような国連への信託統治制度の下に沖縄を置くような提案は実際には出来なかったし、しなかったのです。その結果、1950年代後半に勢いを増してきたアジア・アフリカの「脱植民地化」の波にもさらされずに、「合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」ことが27年間も米軍による統治が続いたのです。

講和条約第3条により区割りされた領域(「第3条領域」)は、一応の名目上は、国連憲章第77条第1項bの「第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域」とされたもので、憲章第76条第a項の「国際の平和及び安全を増進する」という目的がありました。ジョン・フォスター・ダレスが最初に「潜在主権」という概念を使用し、「日本に潜在主権」があるとしたのも国連の国際信託統治制度を考えてのことでした。<sup>168</sup> その意味することは、米国は沖縄を安全保障上の理由から保持するが日本の領土であったものを永久的に日本から分離するものではなく米国の領土不獲得・不拡張の原則は遵守するということだったのです。その論理的結末は占領統治が終結し、施政権が返還された暁には、もともとの領有権も元のままに日本にあることが再認識されることなのです。琉球諸島に対する日本の潜在主権は歴代の大統領も一

貫して認めていたのです。<sup>169</sup> 1957年のアイゼンハワー大統領と岸首相の琉球諸島に対して「大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有するという合衆国の立場を再確認した」のです。<sup>170</sup> 1961年のケネディー大統領と池田首相の共同声明では、「大統領と総理大臣は、米国の施政下にあるが、同時に日本が潜在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に関連する諸事項に関し、意見を交換」しました。<sup>171</sup> さらに、1962年にジョン・F・ケネディー大統領は琉球諸島の行政に関して、「琉球諸島は母国日本の一部であり、自由世界の安全保障状況が琉球諸島の完全なる日本主権への復帰を可能にする日を楽しみにしています」と発言しています。<sup>172</sup> 1967年のジョンソン大統領と佐藤首相の共同声明には、「大統領は、これら諸島の本土復帰に対する日本国民の要望は、十分理解しているところである」と述べ、<sup>173</sup> 「総理大臣と大統領は、さらに、施政権が日本に回復されることとなるときに起るであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的および社会的福祉を増進する措置がとられるべきであることに意見」の一致を見ていたのです。そして1969年のニクソン大統領・佐藤首相の共同声明では、「日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よって、両者は、日本を含む極東の

168 John Foster Dulles: "In the face of this division of allied opinion, the United States felt that the best formula would be to permit Japan to retain residual sovereignty, while making it possible for these islands to be brought into the United Nations trusteeship system, with the United States as administering authority." John Foster Dulles's Speech at the San Francisco Peace Conference, September 5, 1951: available at <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19510905.S1E.html>>

169 勿論、善意だけで軍事統治を行なっているわけではないので、「潜在主権」と言う方式をあえて公にした理由は、冷戦下における日本の利用価値と終局的には返還されるものという期待が創りだす効用なのです。See. Smith, *supra* note 163, at 30.

170 岸信介首相とアイゼンハワー米大統領との共同コミュニケ、1957年6月21日：「総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本国民の強い希望を強調した。大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有するという合衆国の立場を再確認した。」<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19570621.D1J.html>>

171 池田勇人首相とケネディ米大統領の共同声明、1961年6月22日。  
<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19610622.D1J.html>>

172 Statement by the President Upon Signing Order Relating to the Administration of the Ryukyu Islands, *March 19, 1962*. "I recognize the Ryukyus to be a part of the Japanese homeland and look forward to the day when the security interests of the free World will permit their restoration to full Japanese sovereignty." <<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=9114>>

173 佐藤栄作総理大臣とリンドン・B・ジョンソン大統領との間の共同コミュニケ、1967年11月15日。  
<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19671115.D1J.html>>

安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的な取決めに締結されることを条件に1972年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した<sup>174</sup>。このように、連綿と続くすべての米国大統領、すべての米政権が日本の琉球諸島に対する潜在主権を認めていたという事実は否定できないのです。<sup>175</sup> ここで一つ確認しておきましょう。「潜在主権」を認める必要がある理由は、日本本土は主権を回復したにも拘らず、その領域の一部に依然として占領統治が行われているからです。被占領者が本来の主権者なのです。ただ占領されているので自ら主権を行使できないので、「潜在主権」を被占領者は確認し、占領者はその軍事統治は暫定的なものであることと、時が来れば母国に返還することを確認するのです。そのことは、同時に、占領者が領土の拡張・獲得の意図がないことを確認するのです。占領統治の終焉というのは、まさに占領軍の施政権を被占領国へ返還するということなのです。その施政権の返還は同時に「潜在主権」が本来の正統な「主権」となることであって、本来の主権者、つまり領有権保持者の元に返るのです。従って、講和条約の「第3条領域」は日本の主権の元に復帰するわけです。この一連の流れを日米の当事者は誰も一人残らず十分理解して、再三にわたり確認してきたのです。

どこの国でも占領下の軍事統治では占領国の「施政権」と被占領国の「主権」つまり「領有権」は当

然の事として分離されているのです。被占領国としての日本は敗戦・占領により暫定的に「主権」を行使する権限を喪失したのです。従って、「領有権」を行使する立場にいないのです。この自明の論理を米国は逆に利用したのです。この米国国務省の狡猾な論理は「慰安婦問題」に関して「広義の強制」という曖昧な概念を創りだした日本外務省の狡猾さを彷彿させます。

本人がいやなものをやらせれば、それは強制である。ふつうは強制連行という場合、権力による強制を考える。誰が連行したのかは客観的な事実だ。

しかし、公の談話の強制は本人の主観を問題とする。いやでしたかと聞いたとき、

本人の主観でいやだったと答えれば、それは強制されたことになる、というものだ。<sup>176</sup>

そして、その結果に対して責任を負わないところも外務省と国務省は同じですから、類は類を呼ぶとはよく言ったものです。<sup>177</sup>

国務省は、一口で言えば、「借りたものを、借りた前に持っていた人にそのまま返すだけで、本当の所有者が誰であるかは、私の関知することではない。所有権の争いは当事者間で平和裡に解決してください」という虫のいい話です。国務省の最終的な法律論で現在まで一貫して使われているものは—

米国としては、日本から譲り受けた琉球諸島の施政権を日本へ返還することは、その諸島の領有権に関する請求にはなんら影響はないことで、米国としては、この諸島に対する施政権を譲り受ける前に日本が保持していた権

174 佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明、1969年11月21日：「総理大臣は、日米友好関係の基礎に立って沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復すようにとの日本本土および沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した」とも記されている。  
<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19691121.D1J.html>>

175 Jean-Marc F. Blanchard, "The U. S. Role in the Sino-Japanese Dispute over the Diaoyu (Senkaku) Islands, 1945-1971," *China Quarterly*, No. 161, March 2000, 95-123; available at <<http://www.jstor.org/discover/10.2307/655982?uid=3738824&uid=2&uid=4&sid=21103230280431>>

176 西岡力『増補新版 よくわかる慰安婦問題』草思社文庫、2012年、112頁。

177 杉原誠四郎『外務省の罪を問う』自由社、2013年参照。

利に何も新しい権利を加えることも出来ないし、その施政権を日本へ返還することにより、他の請求国の権利を削減することもできないのです。米国は尖閣諸島に対して何も請求をしませんし、尖閣諸島に対するいかなる係争中の請求も関係当事国同士で解決される事柄です。<sup>178</sup>

この論理の骨子は国務省が1971年4月までにまとめていた骨子とは微妙な違いがあります。1971年4月13日付けのキッシンジャーのスタッフであるジョン・ホルドリッジのメモでは「国務省の立場は、1945年に琉球諸島と尖閣諸島を占領し、1972年に同諸島を返還するに際し、米国はこれら諸島のいかなる部分に関する対立請求に対して、なんら判断を下すものではなく、その係争当事者間同士で直接的に解決されるべきものである」と説明されていました。<sup>179</sup> キッシンジャーはこのメモの余白に「日本に島を返還するというのに、この話はナンセンスだ。もっとより中立の立場はないのか」というコメントを手書きしてホルドリッジに再考を促していました。<sup>180</sup>

そして最終判断がニクソン大統領によって執られるときが1971年6月7日に来たのでした。アレックス・ジョンソン国務次官が生々しい様子をメモに記録しています。「ヘンリー・キッシンジャーが私が用意していた資料を持って救い舟を出してくれた」。その救い舟こそ、「その日の午前中にキッシンジャーと尖閣問題を電話で話した。ここで適用している原則は、施政のためにこれらの諸

島を日本から受け取ったのであるから、これら諸島をその権利に関してはなんら損なうことがないように、二国間の主張には立場を取らないで日本へ返還する」ということでした。その夜、大統領の決断がおりたのです。<sup>181</sup> この米国の立場をさらに明白に断言するように要請をしたのが台湾の蔣経国であることはすでに述べました。<sup>182</sup> 米国はそれを受け入れ上記のような論旨になったのです。

いかにこの米国が創りだす詭弁が虫のいい話であるかは、誰が戦勝国で、誰が連合国としてその権威と権力を具現化した実効力を保持し、その力を行使していたかといえば、講和条約の下でその「第3条領域」の「唯一の施政権者」として「領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利」を持ち、その権利を行使していた米国なのです。<sup>183</sup> 当時の「中華民国」は四大連合国の一員であり国連安全保障理事会の常任理事国にもなっていた「大国」でした。尖閣諸島がそれほど大事な台湾の領域であったならば、その主張をする機会は何のどの国にもまして享受していたはずです。手元にある利用すべき機会と立場を有効的に活用しなかった、あるいは出来なかったことのツケを日本にまわすことはできないはずなのです。まして、中華民国総統である蒋介石は1943年のカイロ宣言を生み出したルーズベルト、チャーチルとの会談に自ら参加していたのです。その会談の結果であるカイロ宣言には尖閣諸島の七の字も言及されていないのです。<sup>184</sup> ルーズベルトと蒋介石の会

178 U.S. Congress, Senate Committee on Foreign Relations, *Okinawa Reversion Treaty*, 92nd Cong., 1st Sess. October 27, 28, and 29, 1971, Washington, U.S. Govt. Print. Office, 1971, p. 91.

179 Memorandum From John H. Holdridge of the National Security Council Staff to the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger), April 13, 1971. FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES, VOLUME XVII, CHINA, 1969-1972, DOCUMENT 115; <<http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/d115>>

180 Kissinger's handwritten comment in the margin reads: "But that is nonsense since it gives islands to Japan. How can we get a more neutral position?" *Id.* at fn.3.

181 Backchannel Message From the President's Assistant for International Economic Affairs (Peterson) to Ambassador Kennedy, in Taipei, Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Volume XVII, China, 1969-1972, Document 134, ft. 2; *available at* <<http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/d134>>

182 前掲脚注157に係わる本文の文脈。

183 講和条約、第3条、前掲脚注167。

184 カイロ宣言、1943年12月1日；<[http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002\\_46/002\\_46tx.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html)>

談の記録は中国側の備忘録を基に英訳されたものは以下のとおりです。

The President then referred to the question of the Ryuku Islands and enquired more than once whether China would want the Ryukus. The Generalissimo replied that China would be agreeable to joint occupation of the Ryukus by China and the United States and, eventually, joint administration by the two countries under the trusteeship of an international organization.<sup>185</sup>

それ以降、米国は台湾の請求をことごとく否定してきたわけです。その事実を棚に上げて、単に譲り受けた「施政権」のみを返還するだけで「領有権」に関しては「立場をとらない」というのは全く事実反する詭弁なのです。

沖縄返還協定の調印10日前に突然出てきた「施政権」と「領有権」の分離論は米国の利益を保護するために、日本の利益を犠牲にして創りだされた「窮余の一策」だったのです。<sup>186</sup>「この豹変に最も鈍い感度で対応しつづけ、ほとんど最後まで意識的、無意識的に無視しようとしたのが日本政府・外務省であったことは、十分に記憶されるべきである。そしてそこに仕掛けられた爆弾が40年後に爆発した」<sup>187</sup> という矢吹教授の指摘は日米関係の実態を吟味するうえで重要なのです。尖閣諸島の防衛は日米安保条約の適用領域であるといわれていても、それ以前の問題として、尖閣諸島のすぐ横に位置する沖縄にある米軍の「抑止力」とは一体どういうものだったのでしょうか。巨大な米軍のプレゼンスにも拘らず、中国の手による尖閣諸島

の海、空の領域に対する執拗な挑発的行動は日増しに激しくなっています。そんな外からの挑発を未然に起こさせないように仕向ける力こそが「抑止力」ではなかったのでしょうか？少なくとも尖閣諸島に関しては沖縄の海兵隊の「先行移転」には関係なく、米軍はなんら「抑止力」の役を果たさないことは歴然としています。<sup>188</sup> 米国は尖閣諸島の領有権に関しては「中立」でありどの請求国に対しても「立場を取らない」ことを基本方針としています。では、この米国の基本方針が具体的にどのように尖閣諸島の実際の紛争に適用されるのでしょうか。ここでキッシンジャーが自分のスタッフのホルドリッジにいった言葉を思い出しましょう。「尖閣諸島を返還すると言っているのに、もっと中立な立場を出せ」と要求したのです。そして、どの国の請求権に対しても「立場を取らない」ということに終局的に落ち着いたわけです。それが現在の状況なのです。では、この「中立の立場」は、安保条約の第5条で規定されている、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動する」という宣言は、米国の基本方針である「中立の立場」と矛盾するのではないのでしょうか。リチャード・L・アーミテージ元国務省副長官は安保条約第5条に基づく米国の責任は、「日本が自ら尖閣を守らなければ、(日本の施政下になくなり)われわれも尖閣を守ることはできなくなる」ものだと理解しているのです。<sup>189</sup> ここでもう一度『日米同盟』の文書を思い出しましょう。<sup>190</sup> そ

185 Roosevelt-Chiang Dinner Meeting, Nov. 23, 1943, 8 p.m., 5. Proceedings of the Conference, at 324; available at <<http://images.library.wisc.edu/FRUS/EFacs/1943CairoTehran/reference/frus.frus1943cairotehran.i0011.pdf>>

186 矢吹、前掲脚注129、36頁。

187 同上、21頁。

188 豊下「『尖閣問題』とは何か」。前掲脚注106、238-240頁。

189 リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイ、Jr、春原剛「日米同盟vs.中国・北朝鮮—アーミテージ・ナイ緊急提言」文芸春秋、2010年、42頁。

190 「日米同盟：未来のための変革と再編」2005年10月29日。<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku\\_saihen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html)>

こには、「役割・任務・能力についての基本的考え方」について、「日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する」と規定されているのです。<sup>191</sup> 矢吹教授の答えはもっと端的です。米国は「尖閣を守る気はない。尖閣をそもそも日本のものとは認めていない。さらに日米ガイドラインでは『島嶼の防衛』は自衛隊の任務である。最後に、日米安保の発動のためには議会の手続きが必要だが、議会の支持を得ることはほとんど不可能である。オバマ・習近平会談(2013年6月)が示すように、米中は敵国同士ではない。この意味で、日米安保は『名存実亡』である」と断言しています。<sup>192</sup>

### おわりに

この論文の冒頭で述べたように、日本の安全保障は日米安保条約を抜きにしては話が意味を成さないのです。所詮、内閣法制局の憲法第9条の解釈も講和条約・安保条約・地位協定の「三位一体」の呪縛からは逃げられないのが現実です。それでも、ソ連邦の崩壊に伴う冷戦構造の終焉という、まさにグローバルな変動を目の前にして、日本の政治指導者のみならず、普通の日本人が共通に抱いていた認識は敗戦以降から存在していた「日米安保体制」をこのままズルズルと維持していいのかと言う基本的な疑問だったと思います。国内的にも所謂55年体制の崩壊が1993年の8党連立政権の誕生により起こったのです。<sup>193</sup> 55年体制の崩壊後は数多くの少数政党が離合集散を繰り返しながら現在に至っているのですが、2009年の民主党政

権という久々の非自民党政権の出現により既成の「常識」として受け入れられていたものが新たに問いだされたのでした。時の鳩山由紀夫首相が唱えた「対等な日米同盟」や「駐留なき日米安保」などは、日本人誰もが思っている素朴な感情のはずなのです。

ところが、いままで当然なことと考えられてきたことが問われると、一般的な反応というものは拒否反応です。前述の普天間基地移設に関連した日米地位協定改正の話に対する米国の反応と同じです。アーミテージ氏の鳩山元首相の発言に対する反応が示唆的です。「鳩山氏は日米同盟というものをきちんと理解していない」し、「米国が維持している国防費の規模や軍事力、そして世界最大の経済力ということを考えれば、日米関係は対等ではない」<sup>194</sup> と、突っぱねることと、「もし、鳩山氏が独立・日本(Independent Japan)を目指しているのであれば、それが引き起こす結果も考えないといけません。独立・日本はそのまま(アジア太平洋地域における)主題となり、まず多大な圧力が中国によってかけられるでしょう。実際、米国と同盟関係にある日本に対しても中国は『いじめ』のような行為を続けているのではないですか」と、「ビンの蓋」論を持ち出し牽制するわけです。<sup>195</sup> その裏で米中が手を握っていることはひた隠しにしておいてです。そして、この話はアーミテージ氏の同僚であるジョセフ・ナイ教授の結論に繋がるのです。ナイ教授曰く、「日本には三つの選択肢がある。日米同盟の堅持・強化、フランスのような自主独立路線、あるいは21世紀の大国となる中国の属国化だ。日本が手にする唯一の現実的選択肢は日米同盟の継続しかないはずだ」という結論なのです。<sup>196</sup> 私もこの結論自体は正しい

191 前掲脚注190、II.2。

192 矢吹、前掲脚注129、7頁。

193 55年体制については、佐藤誠三郎「新・一党優位制の開幕」『中央公論』(1997年1月号)参照。

194 リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイ、Jr、春原剛、前掲脚注188、34頁。

195 同上、39頁。

196 同上、30頁。

と考えますが、どうして、米国側から提示された、その結論をもらい受けなければならないのでしょうか。なぜ、自ら主体性をもって自国の利益を考慮した上で、その結論に到達できないのでしょうか。

勿論、アーミテージ氏とナイ氏は知る人ぞ知る米国の対日政策を作成してきた大御所です。両氏の考え方は、すでに引用している春原剛氏との共著である『日米同盟vs.中国・北朝鮮』に詳しく述べられています。<sup>197</sup> その後第三次アーミテージ・ナイ報告書が2012年に発表になりました。<sup>198</sup> この第三次報告も第一次、二次報告と同じように、あくまで米国側からの視点で日米同盟関係をどのように創りあげることが、米国の戦略的利益の追求・拡大のために必要なかを提言するものであって、その論理の構造の中には米国側が描く戦略体制の中での「日米同盟の継続・強化・深化」以外のものは前提として存在し得ないものなのです。自らを「馬」としての役割に甘んじる同盟国としての日本は騎士の厩舎からでられないでいる姿です。それだからこそ「一流国に留まる十分な能力がある」と煽てられ、あたかもこの提言を忠実に履行することが「一流国」への道であると考えるような主体性の無さこそが問題なのです。<sup>199</sup>

日本自身に国家戦略が不在な時に、同盟国米国と共に「地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため」と謳い「世界における課題に効果的に対処する」と大見得を切るときには、まさにその姿は「カラバオ[水牛]の背に乗るハエ」なのです。<sup>200</sup> そこには独立国家としての「主体性」などは

微塵も存在していないのです。「地域及び国際的な安全保障環境の変化に同盟を適応するため」に「日米同盟：未来のための変革と再編」<sup>201</sup> という文書を日本の外務・防衛両大臣と米国の国務・国防両長官が2005年10月29日に署名したのです。この文書こそ、何の議論も質疑も国会内はもとより、国会外でも一切されずに日米安保体制を本質的に改訂したものなのです。<sup>202</sup> そのような米国主導の下で米国のグローバル戦略に組み入れられていく同盟国日本の姿がすでに第二次アーミテージ・ナイ報告書の中に映りだされていました。そこには「日米同盟はグローバルなリーチとグローバルなインパクトを持っている」と言明されており、日米両国は「文字通り地球上のいかなる狭い場所にある生活にも影響を及ぼすだけの経済的、軍事的な必要手段を備えている。その能力に伴う負担と責任は同盟国としてのグローバルなエンゲージメントを必要としている」と断言されているのです。<sup>203</sup> この姿は「下請け会社」が「親会社」の戦略目的に同調させられ、利用されている姿と同じです。<sup>204</sup>

永遠の同盟国も、永遠の敵国もないことを肝に銘じ、同盟関係は自国の国益を追求するために有利になるように利用する手段であるという原点に戻り、複合的、重層的な対外関係を関係諸国と構築していくことが大事なことだと考えます。そのような複雑に連携している様々な国際関係の中で日米関係をその一つの重要な二国間関係として捉えて、日米関係の維持それ自体が自己目的化しないように政策を作成していくべきだと考えま

197 前掲脚注188。

198 Richard L. Armitage & Joseph S. Nye, *The U.S.-Japan Alliance: Anchoring Stability in Asia*, CSIS, 2012; available at <[http://csis.org/files/publication/120810\\_Armitage\\_USJapanAlliance\\_Web.pdf](http://csis.org/files/publication/120810_Armitage_USJapanAlliance_Web.pdf)>

199 *Id.* at 1.

200 フィリピンのタガログ語の喩えて、権力者の威を着て威張る小人のこと。

201 「日米同盟：未来のための変革と再編」2005年10月29日。<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku\\_saihen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html)>

202 村田「何処へ行くのか、この国は」。前掲脚注137、120-121頁。

203 「日米同盟」前掲脚注201、25頁。

204 ロナルド・モース氏は日本は米国の「下請け国家」としての取り扱いを受けていると断言しています。ロナルド・モース「対米従属を強いるアーミテージ・レポート」、2012年9月29日、月間日本編集部。<<http://gekkan-nippon.com/?p=4412>>

す。その基になるものは主体的な判断なのです。  
そのためにも、日米同盟の中核となっている日米  
地位協定と日米安保条約の徹底的な見直しをすべ  
きなのです。###

